

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

よって、令和8年1月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（中村 敦） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日から1月20日までの5日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は5日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番 浜岡 孝議員と6番 天野美香議員の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村 敦） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告（令和8年1月臨時会）

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月7日、第150回静岡県東部地区市議会議長会が三島市で開催され、私と副議長が出席いたしました。この議長会では、三島市提出の地方公共団体の基幹業務システムの統一・標

準化に関する支援について、熱海市提出の無電柱化の推進に係る財政支援の一層の拡充についての議案が審議され、可決されました。この提出議案2件につきましては、1月27日開催の静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、式典関係について申し上げます。1月12日、牧之原市市制施行20周年記念式典が開催されて、私と市長が出席いたしました。

次に、行政視察について申し上げます。12月24日、議会改革特別委員会が予算決算常任委員会の設置について、議会基本条例の制定についてをテーマに三島市を視察いたしました。参加された議員の皆様はお疲れさまでした。

なお、令和7年度議会改革特別委員会視察報告書を配付してありますので、後ほど御確認ください。

12月6日、静岡市で第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会が開催され、市長、教育長、副議長とともに選手の皆さんを激励、応援してまいりました。参加された皆さんはお疲れさまでした。

次に、市長から提出のありました車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告書を配付してありますので御覧ください。

次に、報告書等の送付について申し上げます。教育長より令和7年度下田市教育委員会自己点検評価報告書の送付がありました。議席配付してありますので御覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐より朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐藤政年） 朗読いたします。

下総総第11号。令和8年1月16日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和8年1月下田市議会臨時会議案の送付について。

令和8年1月16日招集の令和8年1月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 南伊豆地域清掃施設組合理約の一部を変更する規約について、議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について、議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について、議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画について、議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についての

一部変更について、議第6号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第7号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の指定について、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第18号、令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）。

続きまして、下総総第12号。令和8年1月16日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和8年1月下田市議会臨時会説明員について。

令和8年1月16日招集の令和8年1月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 高野茂章、教育長 山田貞己、企画課長 平井孝一、総務課長 鈴木 諭、財務課長 糸賀 浩、福祉事務所長 加藤晶子、環境対策課長 白井通彰、上下水道課長 土屋 剛。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（中村 敦） ただいま13番、江田邦明議員から、南伊豆地域広域ごみ処理事業における事業費の根拠とその妥当性について、緊急質問の申出がありました。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第一委員会室にお集まりください。

暫時休憩します。

午前10時7分休憩

午前10時18分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま13番、江田邦明議員から、南伊豆地域広域ごみ処理事業における事業費の根拠とその妥当性について、緊急質問の申出がありました。

江田邦明議員の緊急質問に同意の上、日程追加し、発言を許すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

ここで議事日程を配付いたします。お願いします。

お諮りいたします。

緊急質問を日程第4の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、緊急質問は日程第4の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

◎緊急質問 南伊豆地域広域ごみ処理事業における事業費の根拠とその妥当性について

○議長（中村 敦） 次は、日程により緊急質問を行います。

南伊豆地域広域ごみ処理事業における事業費の根拠とその妥当性について。

13番 江田邦明議員の発言を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 議長の通告に従い、緊急質問を行います。

質問事項は、南伊豆地域広域ごみ処理事業における事業費の根拠とその妥当性についてです。

緊急性につきましては、今回は一部事務組合の間接的な事業ではございますが、事業主体の同組合が解散した場合、質問に対する答弁、内容の責任元が不在となるため、本臨時会で緊急質問を行うものでございます。

南伊豆地域における広域ごみ処理事業に関しましては、本1月臨時会に提出された議案の

とおり、事業の主体となる南伊豆地域清掃施設組合を解散する方向で進んでおります。同組合が解散するに至った経過としましては、下田市から負担金等の再検討依頼や事業者選定の入札公告延期、また南伊豆町の事業離脱などがございましたが、根本的な原因は事業費の高騰にあったと考えます。令和6年12月26日開催の下田市議会全員協議会行政報告では、建設資材や人件費の急激な高騰の影響により、建設費と運営費の合計が令和4年度調査時点から約50億円増加し、約305億円となる説明を受けました。

一方、JFE環境テクノロジー株式会社は、令和7年12月23日付で大分県日田市より一般廃棄物処理施設の整備運営事業を受注した旨のリリースを行っております。その事業概要は、ストーカ式焼却炉及びマテリアルリサイクル推進施設の整備、あわせて20年間の運營業務をDBO方式で一括受注するものとし、受注額で税込み約183億円とされておりました。

そこで、南伊豆地域広域ごみ処理事業と日田市新清掃センター整備・運営事業について、その概要を比較して表に示し御説明をさせていただきます。

表の左側に、南伊豆地域清掃施設組合が行います南伊豆地域広域ごみ処理事業、表右側に日田市が行います日田市新清掃センター整備・運営事業の概要を記載させていただいております。

焼却施設につきましては、どちらもストーカ方式熱回収型で24時間運転、下田市が日量54トン、日田市が日量65トン、マテリアルリサイクル推進施設につきましては、それぞれ詳細は異なりますが、下田市南伊豆地域清掃施設組合が計4.3トン、日田市が計7.1トン、設計・建設期間につきましては、南伊豆清掃施設組合が焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設で期間が異なっておりますが、日田市とおおむね同時期を見込んでおるものでございます。

運営期間につきましても、同様の20年間、南伊豆地域清掃施設組合は、特別目的会社SPCが運営する以外はほぼ同内容となっております。事業方式につきましても、公設民営DBO方式、設計・施工・運営を一括して発注するものであり、事業者選定におきましても、基本的には総合評価型一般競争入札とされておるものでございます。

表をまとめますと、施設規模は大分県日田市のほうが約1.2倍大きく、運営概要も日田市が特別目的会社を設立しない以外は同様なものとなっております。そうであるにもかかわらず、日田市の総事業費は約183億円で、南伊豆清掃施設組合の総事業費約305億円を127億円も下回っております。

そこで、次の3点について、下田市は南伊豆地域清掃施設組合からどのような説明を受け、理解したかをお尋ねさせていただきます。

1つ、令和6年度事業費参考見積りとする総事業費約305億円の根拠についてお尋ねいたします。

2つ、令和元年度南伊豆地域における広域ごみ処理事業実現可能性検討用資料では、事業者アンケート調査依頼13社のうち回答5社の平均から総事業費約213億円、また、令和4年度PFI等導入可能性調査では約251億円、令和6年度事業費参考見積りでは約305億円とされておりますが、令和4年度と令和6年度については何社からの見積り等を参考に総事業費を算出しているかお尋ねいたします。

また、令和元年度及び令和4年度、令和6年度の参考見積りなどで、それぞれ今回日田市で受注したJFE環境テクノロジーグループや、同様に事業受注の総合評価一般競争入札に参加されておりました川崎技研グループが入っているかについてお尋ねいたします。

3つ目は、事業者選定委員会において、事業者選定方式を制限付き総合評価型一般競争入札とされておりますが、地方自治法施行令第167条の5の2及び下田市制限付き一般競争入札実施要領に基づき、その資格制限について具体的な内容をお尋ねいたします。

最後に、今後の下田市ごみ行政及び広域ごみ処理事業の方針について、市長の考えをお尋ねさせていただきます。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） おはようございます。順次お答えをさせていただきます。

まず、総事業費305億円の根拠についてどのような説明を受けたかというところでございますけれども、こちらにつきましては、参考見積りに応じていただいた3社の平均額ということで聞いております。

それから、令和4年度と令和6年度は何社からの見積りを参考に事業費を算出しているかというところのお話でございますけれども、令和4年度につきましては、依頼した事業者数が7社で、回答があったのが4社で、令和6年度につきましては14社に依頼をしまして、回答があったのが3社ということになっております。

それから、令和元年度、4年度、6年度の参考見積りでJFE環境テクノロジーや川崎技研グループが入っているかというお話でございましたけれども、川崎技研につきましては、いずれも見積りが出されております。JFEエンジニアリングにつきましては、令和4年度を除きまして依頼はしてはいたしましたが、見積りの提出はなかったという状況となっております。

それから、3点目の資格制限についての内容でございますけれども、こちらにつきましては組合のほうのホームページにも今も出てるかと思っておりますけれども、実施方針というので公表されておりました、内容を申し上げますと、地方公共団体の一般廃棄物処理施設で日量が40トン以上で、ストーカ式で10年間で2件以上の元請の実績があること、それから、経営事項審査結果の総合評定値として1,000点以上であること、それから、日量40トン以上の焼却施設をPFIまたはDBOで実施して、令和6年3月31日時点で1年以上の運転管理実績を有することというのが南伊豆地域の制限の内容となっております。

日田市につきましても内容を確認しますと、こういった過去の実績とか制限はつけられていますので、一般的に廃棄物処理施設を整備しようかとするときには同じような制限がつけられているものと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 物価の急激な上昇、それに合わせて人件費も高騰いたしました。こうしたことを受けて、広域ごみの処理施設の入札を止めてから早いもんで1年がたちました。その1年近い間、事業主体である一部事務組合では、様々な検討を行ってまいったところがございます。折に触れてこの市議会のほうにも御報告しましたし、先般は議員意見交換会ということで随分と丁寧なお話をかなり突っ込んだレベルまでいたしましたと考えています。ですから、ここで改めて申すまでもないと思うんですけども、一応御質問ですのでお答えします。

ごみ問題は、今、大きな転換期を迎えていると私は思っています。21世紀は、環境の時代というように言われていました。私たちは地球温暖化という環境問題に世界中の人々が心と力を合わせて真剣に取り組まなければならない、こういった今世界だと思えます。シンク・グローバリー、アクト・ローカリーという言葉が、グローバルシティの私たちのグローバルという言葉の根本にあります。シンク・グローバリー、アクト・ローカリー、もともとグローバルというのはそこから生まれたわけですけども、ごみ問題みたいなものも地球規模で考えるんだけど、身近なところからしっかりやろうということで始めました。

ごみは言うまでもなく、人間が各種の社会活動の中で発生させるものであって、再利用すればごみじゃないんだけど、捨てるでごみになってしまうわけです。したがって、廃棄されないようにする、リサイクルを進める、これが求められると考えます。こうしたことから、下田市はこれからもリサイクル社会を目指して多角的かつ具体的なアクションを展開していく構えです。

具体的な例を申しますと、雑がみ回収拠点を二、三年前に市内スーパーの御協力を得まして設置しました。これは小さな一歩でございますけれども、下田市のリサイクルという観点からすれば、歴史的大きな一歩だったと私は考えています。今後、もっともったくさんの品目に拡大して、そして、そういった回収拠点も増やす、こうしたことがリサイクル社会として、社会システムとして必要なことだろうと考えています。こういう社会システムを構築しないで、ただリサイクル、リサイクルと口で言ってもしょうがないので、そういったことに対して多角的に取り組んでいく下田市長としての考えは以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ありがとうございます。回数制ということで、2回目のまとめて質問をさせていただきます。

まず、令和元年度、令和4年度、令和6年度とそれぞれ見積りを取られておりました、最初令和元年度は5社から回答いただいて、令和4年度が4社、令和6年度が3社と減っておるところでございます。恐らく当初の5社の方のうちから同じ方がずっと見積りを出していただいて、最終的に3社になったのではないかと思います、その考え方でよろしいのかお尋ねするものと、最後、令和6年度、3社の参考見積りの平均額ということで、最低額・最高額というところなので、それぞれ3社の見積額を御提示いただければと思います。

次に、こちらについては、都市計画を専門とされております松木市町はお詳しいのかなと思いますが、今回のような詳細につきましては私も調べ切れておりませんが、日田市に確認したところ、土地の造成や進入道路については別工事で約13億円ぐらいかかったというようなお話をいただいたところでございますが、そのほかに車庫や洗車場、多目的広場についても、この本工事に含まれているというような御回答をいただいたところでございます。

そういった同様な事業の中で、このように100億円以上を超える価格差というものは、地域事情によって頻繁に発生するものなのかどうか、市長のほうで分かればお尋ねしたいところと、もう一件、この日田市のほうでは、総合入札においても一事業者さんのグループが応札というか参加されておまして、そちらが川崎技研を主体としたグループでありました、こちらの総合型の額の提示におきましては、税抜きで188億9,900万円ということで、税込みですと約209億円ということで、特段JFE環境テクノロジーグループが安かったというのではなく、日田市の場合はおおむねこの200億円前後を当初の入札書の比較価格でも設定しておったというところで、果たしてこの南伊豆地域清掃施設組合の305億円というものがどうだったかというところが、この広域の事業の終わりを迎えるに当たって、今回、ニュース

リリースを見させていただいたときに疑問が生じたので、その点の地域による100億円以上の価格差についてどのようにお考えかお尋ねさせていただきたいと思います。

あとは、今回の一部事務組合解散で全て終わったというところではなく、継続してこのごみ行政、広域ごみなのか単独ごみなのかというところは、市民の方も注視しているところがございます。

本年度の9月補正において耐震診断業務委託880万円の補正増額がございました。補正の際は、あくまで下田施設の延命化に向けた下田市の単独事業として安全性を確保した上で、その後、広域化につなげたいというような御説明がございましたが、事業の進捗状況であったり、単独化・広域化の判断というものは現在どのような考えでおられるか、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 1点目の令和元年の5社から、令和4年には4社、令和6年度には3社に回答が減って、その3社というのは5社のとき、4社のときもあった同じ3社なのかというお話がございましたけれども、そちらにつきましては御指摘のとおりでございます。

2点目の3社の見積りの一番安い額とか高い額、各社の額ということでございますけれども、約になりますけれども一番低い額とすると260億円で、真ん中が大体317億円で、一番高いところとなりますと335億円という見積りが出ております。

それから、日田市のほうと比べると100億円ぐらい違うけれども、その理由というか、そういうところのお話ございましたけれども、こちらにつきましては、南伊豆地域のほうで計画していました下田市の清掃センターのところの用地が大体7,800平方メートルという面積に対しまして、日田市は7万平方メートルという土地を用意しまして、現行のごみ処理場とは違うところに土地を用意しているということになるので、そもそも施工のしやすさが違うというところで、南伊豆のほうですとスクラップアンドビルドということで使いながら壊して建ててということをしなければならないけれども、日田市のほうは整々その建設だけに取り組めるというところで、あと細かい話をしてみますと、南伊豆のほうでは既存施設の解体、具体的に申し上げますと下田市の清掃センターになりますけれども、こちらの解体費用を見込んでいて、日田市のほうでは入札の説明書を見る限りですと、それは入っていないのかなというところでございます。

あと運転時間は組合のほうが24時間で、日田市は16時間というところの違いがございます。

予定価格がたしか225億円ぐらいで出ていたかと思いますが、これが183億円ほどで落札されたというところで、実際に183億円につきましては最も安価な札だったというところで、南地域清掃施設組合のほうに出ている305億円というのは、3社の見積りの平均額という違いがまずございますよというところで、実際その305億円で、例えばですけども、そのまま進んで入札をした場合、幾らになったのかというのは各競争の企業努力によるもので、単純な比較はできないのかなというところで思っております。

4点目の耐震診断の業務につきましては、現在、施設のコンクリートを抜いたりしてまだ調査中という状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 私のほうも若干補足をいたします。

まず、今課長が話したことの補足なんですけども、課長が言いましたように、見積額と入札額というのは明らかに違ってくるわけです。これはもう通常よくある話で、これがあまりにもひどいという時代が20年ほど前にあって、その中で品確法とう法律ができたんですね。安くダンピングして、実際に手抜き工事をするということが社会問題になったものですから、そうした中で公共工事の品質を確保する法律ということで2005年頃に品確法というのがつくられたわけです。

私たちがこういうことをしようとするとき、業者さんはよく言いますが、一度取るとずっとそこで利益が得られるのでということで、一番最初の部分では割とそういうようになるという、そういうリスクがあるというように言われています。今般のものがそうだというわけではないんですが、それが一般論としてあるということをもまず申し上げたいと思います。

それから、単独か広域かということなんですけれども、それをどう考えるのか。これは人口減少が今加速度的に進む加茂地域においては、言うまでもなく広域連携というのが極めて重要だと思っています。また、下田市だけでなく、構成する松崎町、西伊豆町においても、それぞれ現有施設に様々な課題を抱えておりますので、単純にもうばらばらになるという話ではなく、この3月までは少なくとも組合があるので、できるだけ方向性を皆さんで合意形成したいと考えています。少なくとも事務レベルではそこをしっかりと詰めるようにというように指示しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。3回目です。

○13番（江田邦明） 土地を造成してということで、造成された土地は多分7万平米というのは、すみません、私も認識がされておりましたが、改修する施設の規模については、エネルギー回収型廃棄物処理棟が2,800平米、マテリアルリサイクル推進棟が900平米、管理棟450平米、計量棟300平米、洗車場150平米、車庫は150平米ということで、おおむね下田市と比較してそんなに大きくないのかなというところで、今回の100億円の差というところは疑問に感じたところでございます。

課長が御回答いただいたとおり、仮に今後こういった事業を展開していく上では、建て替えよりも新築のほうが安くいく、既存の場所よりかも土地や道路を新設してつくったほうが安くいくということを暗に課長のほうでは説明いただいたのかなと思います。

今後、ごみ処理行政を展開していく上で、今回、私のほうで質問させていただいた内容は、一つの参考にしていただけたらよいのかなというところと、ぜひとも受注したJFEグループとのヒアリングないしいろんなコンサルを通すべきところもあるかと思いますが、個別企業ともそのようなお話をしていく必要があるのかなと感じました。

もう一点、今後、広域連携は必要というところではございましたが、もう一点だけ少し確認が取れないまま事業の終息を迎えるところがございます。その内容というのが、都市計画決定というところではございます。こちらについては、造成とまた施設の大きさというところで都市計画決定が必要か不要かというところがなかなか下田市議会で議論が途中のまま、一部事務組合のほうにその主体が移ってしまいましたので、1点最後にその都市計画決定の部分が今後事業を継続していく上で施設の規模等を変更する場合必要であるのか、必要でないのかというところを質問させていただき、私からの緊急質問を終わります。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 都市計画につきましては、今、下田市清掃センターの粗大ごみ置場は御存じでしょうか。川の向こう側の敷根公園側ですけど、あちらが区域としては入っていない区域になります。ですので、その区域を例えばどのように使うのかということによって必要になることもありますし、必要でないという判断になることもあると。要はごみ処理施設をあの敷地の中で、どこに、どの位置に整備するのかということによって、その必要性等も変わってくるというように考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 大丈夫ですか、江田議員。答弁漏れないですか。

答弁漏れ指摘してください。

○13番（江田邦明） 今回、緊急質問させていただいた内容を、今後のごみ処理事業を展開していく上で参考となる内容であったか、それともあくまで今後、敷根のあの場所であそこを改修してというようになるのか、その点だけ、すみません、私の考え方に対する市長部局の考え方の御答弁をいただけたらお願いいたします。

内容としては、あの場所で建て替えというものが一番いろいろな効率性があるかなということで進めてまいりましたが、建て替えのためにこの100億円の差が生じたというような説明をいただいておりますので、新たに土地を造成して進入路をつくって、新たにつくったほうが安くできる可能性があるというような指摘というか、質問・意見をさせていただきましたが、その考え方の必要性についてどう思われるか御答弁いただけたらお願いいたします。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 下田市という地形を考えますと、結構急峻な山で平地がそんなにないという市の地形になっていますので、日田市のように同じようにできるかという、なかなか厳しいのかなと。別の新しいところを見つけて、そこを整備して建てるというのは、なかなかそれをやろうかとするとかかなりの年数とお金もかかってくるのかなというところで考えております。

あと敷根の今の場所で全くの新設というのも、財政的な面で現実的には厳しいだろうというところの考えもございますので、今先ほど江田議員もおっしゃっていただいたように、今耐震診断業務を進めているところでございますので、既存施設の継続したこの活用について、今模索をしている最中でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） これをもって、13番、江田邦明議員の緊急質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。11時5分まで休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第1号～議第3号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第1号 南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更する規約について専決処分の承認を求めることについて、議第2号 南伊豆地域清掃施設

組合の解散について、議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 議第1号、第2号及び第3号は関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、南伊豆地域清掃施設組合の経緯でございますが、下田市南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の1市3町の一般廃棄物の処理事務を共同で行い、経済性、効率性及び環境負荷に優れた持続可能な廃棄物処理を行うことを目的に、地方自治法第284条第2項に基づきまして、令和5年4月1日に設立されました。組合設立後は、広域ごみ処理施設整備基本計画及び循環型社会形成推進地域計画に基づきまして、焼却施設は令和11年度、資源化施設は令和14年度の供用開始を目指し、各種事務手続を進め、令和7年1月に入札公告を行い、事業者を選定の上、同年9月に契約締結する予定でございました。

しかしながら、各プラントメーカーに南伊豆地域広域ごみ処理施設整備運営事業に係る参考見積りを聴取したところ、人件費や資材費高騰等の影響を受け、事業費の合計額が令和5年3月の施設整備基本計画時と比較しまして約50億円増額することが判明いたしました。構成市町の財政負担が大きくなり、行政運営にも支障が出る可能性が憂慮されたため、組合からこのまま事業を進めて構わないか市町に照会がありまして、下田市から負担金等の再検討について申入れを行いました。

負担割合の見直しは認められませんでした。令和6年12月に入札公告の延期を決定し、事業費縮減の可能性を検討することとなりました。その結果、令和7年5月に10億円強の縮減が可能となるめどがついたことから、事業の再開を協議しましたが、同年6月に南伊豆町から同町のごみ処理施設の故障を起因とした事業見直しや財政負担への影響を検討した結果として、組合からの離脱意向の表明、その後、申出文書が提出されました。

このような経過によりまして、構成市町間で協議した結果、1市3町での組合運営は枠組みとして成立しなくなったことから、令和8年3月31日をもって南伊豆地域清掃施設組合を解散することの合意がされまして、今回解散に伴う必要な議案を提案するものでございます。

それでは、議第1号 南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

議第1号 南伊豆地域清掃施設組合の一部を変更する規約について。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、次ページのとおり、南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更することに関し、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町と協議して定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、関係市町の協議の上、規約を変更するためでございます。

それでは、規約の変更内容について御説明いたします。

お手数ですが、議案説明資料の1ページをお願いいたします。

左が改正前、右が改正後で、第13条に補則と見出しをつけて、第13条を第14条とし、変更前の規約には組合が解散した場合における事務の承継についての規定がないことから、新たに第13条として解散による事務の承継の規定を定めるものでございます。

議案件名簿の2ページをお願いいたします。

附則でございます。

この規約は、静岡県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

続きまして、議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について御説明申し上げます。

議案件名簿の3ページをお願いいたします。

議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について。

地方自治法第288条の規定に基づき、次ページのとおり、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町との協議により、南伊豆地域清掃施設組合の解散を定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、関係市町の協議の上、解散するためでございます。

次ページをお開きください。

協議書の内容となりますが、第1条には、令和8年3月31日をもって組合は解散すること。第2条は、事務の承継について、事務の項目と下田市が継承することを定めるもの。第3条は、未収金及び未払金の清算に関する事務は下田市が行うこと。余剰金または不足金が生じたときは、広域ごみ処理事業に関する覚書の負担割合に応じて分配または負担すること。第4条は、決算に関する事務は下田市が行い、市の監査委員の審査に付しまして市議会の認定に付すこと。第5条は、財産の処分について定めるもの。第6条は、その他として協議書に定めのない事項は、関係市町の協議によって定めることを規定しております。

続きまして、議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について御説明申し上げます。

議案件名簿の6ページをお願いいたします。

議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定に基づき、次ページのとおり、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町との協議により、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分を定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴い財産処分をするためでございます。

次のページをお願いいたします。

協議書には、清掃施設組合の財産である備品を表に示すとおり、それぞれの市町に帰属することと定めています。決算等清算に係る事務は下田市が引き継ぐこととなりますので、引き戸書庫やハードディスクなどは下田市に帰属することとしています。

なお、この3つの議案につきましては、一部事務組合の構成市町全てで同様の議案を提出しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第1号 南伊豆地域清掃施設組合規約の一部を変更する規約について、議第2号 南伊豆地域清掃施設組合の解散について及び議第3号 南伊豆地域清掃施設組合の解散に伴う財産処分についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議第1号、議第2号、議第3号について、一括質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 議第1号について、まずお尋ねをしたいと思います。附則の中で静岡県知事の許可のあった日から施行をするということになっておりますが、当然、令和8年3月31日にこの組合はなくなるわけですので、それ以前の日までに県知事の許可をいただけるという想定かと思えますけど、具体的にいつになるのか。

そして、解散の手續等を含めて県知事への届出が必要かと思えますが、この規約の改正だけではなくて、組合の解散についての流れというのでしょうか、フローはどういう具合になっているのか、第1点をお願いしたいと思います。

それから、これが首長方の特に松木市長のリードによります覚書によってこの事業が展開されて、また首長産方の決定によって解散をするという形になったかと思うわけです。この間、約2億円からの費用を、半分以上が恐らく人件費ということになるかと思うんですけ

ども、そういうものにあえて参ってはいかがでしょうかと思います。したがって、責任はどこにあるのかということをお問いたださなければならぬ課題がここにはあるかと思うわけです。というのは、その経過の中でこういう1市3町の事業を今の場所でやることはいかかなもんかという大きな疑問が市民の中から出されて、裁判まで進むというような事態があったにもかかわらず、これは意見を取り入れる姿勢を見せずに今日のような状態になったと。こういう経過から考えれば、担当者及び市長の責任は感じてもらわなければならないと思いますし、どのように考えているのか、まずお尋ねしたいと思います。

そして、この経過の中の第3点目は、財政的に困難であるということが大きな理由の柱になっていようかと思うわけです。令和2年時点の5社によるこの見積りは、約30年間で計算されていますが、20年間に引き直しますと私の計算ですと約205億円でできると。ところが、令和4年段階の基本計画段階になりますと251億円だと。既にここで50億円近くの引上げがされているわけです。

そして、この期間で何がそこで行われたかということ、令和11年度に全ての事業が終わると。令和9年度に焼却炉、令和11年度にはマテリアル施設まで含めてこの事業は完了するんだと。こういう計画であったものが2年間先延ばしされてきたと思うわけです。既にこの2年間先延ばしがされた時点で、財政的にこの事業はいかかなものであったのかというこういう検討をしなければならなかったんじゃないかと思うわけです。

具体的には、令和4年の12月27日に環境省の環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課のほうから、廃棄物処理事業の円滑な施工確保についてということで、国のほうも貸せるお金が底をついて、焼却炉を造るために貸してほしい、貸してほしいという自治体が多いので事業を2年間延期しなさいよと。鉄鋼等については5割、人件費についても2割以上の引上げがあるので、業者に負担をかけないような予算措置をしなさいよというようなことまで含めて、国のほうからの指示が既に令和4年段階であったかと思うわけです。令和5年の4月1日に組合は設立しているわけですので、その設立の時点におきまして既に財政的にいかなもんであるのかということは検討しなければならない時期が一つあったかと思うわけです。

ですから、今の形で1市3町で焼却炉を造るといふこの方針を再検討しなければならない時期は何度もあったと思うわけですが、それらのものの時期を逸していよいよ押し迫った今日のような状態で305億円というような状態になってやっとな財政的にできないんだと、こういう結論に至った経緯になっていようかと思われまふ。ですから、この事業を中止して財政

破綻を逃れるような措置を取ったということについては、決して評価しないわけではありませんけれども、そういう判断が今に至らずに、その前の令和5年、令和4年の段階でなぜできなかったのかということについては、3点目としてお尋ねをしたいと思うわけです。そういう観点から、市長としてどのような責任及び見解をお持ちになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、さらに議案としては予算案のほうに出てこようかと思いますが、令和4年から5年にかけて、下田市が事務局をして進めてまいったこの事業の経過の中で、国からの交付金を受けていると。この交付金を返済しなければならないという事情にあらうかと思いますが、この国への返済金約1,524万5,000円と770万円について、あわせてどのように考えているのかという点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） まず、県知事の許可の具体的にいつになるのかというお話につきましては、県の上部のほうの話になりますので、いつというのは私のほうではお答えができませんけれども、今回、下田市の議会のほうでもこの3つの議案が議決を受けることができましたならば、ほかの3町は既に年末に議決が済んでおりますので、議決後速やかに清掃組合のほうから静岡県のほうへ協議書等を提出するという流れになります。

設置のときとは違いまして、解散のときは県に対しては届出ということになりますので、県のほうに届出をして、3月31日をもって組合は解散をしますと。それで、4月以降は未払いの分の、例えば細かい話をする、電話料とかそういった清算分のお金がございますので、そういったものについては下田市が引き継いで清算事務をして、下田市の監査委員の監査を受けて下田市議会の決算認定に付すという流れになるものでございます。

それから、無駄な支出があったんじゃないかというお話につきましては、こちらにつきましては先ほど江田議員の緊急質問の中でもお話がございましたけれども、大きな要因としますと、事業費の高騰というのが大きかったものというように考えておりまして、これまで議会の皆様に対しましても全員協議会等の場で経過等を御説明申し上げてまいりまして、必要な議決については当然受けて事業を執行してきたというところでございますけれども、事業費の高騰に端を発しまして、組合の枠組みが瓦解して解散に至ってしまったということは非常に残念なことだなと考えております。

あと事業費の高騰のお話ですけれども、250億円の時でも考えられたんじゃないのかというお話もございましたけれども、背景とすると、急激な物価の高騰が続いたのかなという

ところで、今回の南伊豆地域のごみ処理事業だけではなくて、例えば県立の図書館なんかでもそうですけれども、そういった公共施設の大きな事業につきましては、いろんなそういったものの事情で延期になったり中止になったりしているという背景がございますので、なかなか厳しいものがあつたのかなというように考えております。

交付金の返還のほうにつきましては、どう考えているのかということでございますけども、こちらにつきましては静岡県の方を通じまして国のほうとも相談をしまして、当初の目的を達成できない状態になりましたので、頂いた交付金は返還しようというところになっているものでございます。その返し方の割合につきましても、各市町の議員の皆様の御意見も踏まえた上で、首長間で協議をしまして、当初の負担割合に応じて各市町で負担をして国へ返還しようという流れになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 市長の考え云々ございましたので、私からも御答弁申し上げます。

昨年の暮れに議会の皆さんと意見交換会をいたしました。沢登議員もそこに御出席していただきました。これは、そもそも一部事務組合の管理者から、実際には私なんですけど、首長間だけで決めるということは適切ではないと考えまして、しっかりと議員の皆さんの意見も聞いてくださいというお願いがあり、下田市としてもいい機会の意見交換会をしたと。そこは、かなり突っ込んだ具体的な話をしたというように私は考えています。そうやって方針の決定というのは首長間で密室で決めているのではなくて、その方向性についてきちんと住民の代表である議員の皆さんと意見交換しながら進めてきた、そういったプロセスを大切にしてきたと私は考えています。

今般、残念ながらこのような形になってしまいました、組合の解散という。これは社会情勢の変化に対して適切に対応した結果であるというように私は考えています。例えば、不正だとか過ちがあつて、その場合誰が責任を取るという話はよくありますけれども、この場合は、今その逆であつて、社会情勢を踏まえて私たちはこれは踏みとどまって、そして解散というところまで来たというように御理解いただきたいと思ひます。

また、今の場所でやるべきではないという意見があつたんじゃないかという御指摘もありました。これも確かにそのとおりでございます。その論拠は、どちらかというと環境的な話でございました。環境への影響については、当然のことながら2年間かけて調査をして、そして、その結果も市民の皆さんにお示ししています。そういう意味でも、過ちがあつた、

その責任をとということには当たらないと思っています。

最後に、広域連携云々につきましては、先ほど言ったとおりです。別の形を模索するということになるかと思えます。一方で、原油施設を当面の間、使わざるを得ないので、この延命をどのようにするかということについて、今様々な工夫を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そういう意味では、当下田市の予算の差し止め、あるいは組合の予算の差し止めの裁判も市民の中から起きています。これらのものをどのように考え、反省をしているのかということにつきましてはきっちりと御答弁をいただきたいと。そして、一つの参考の例にぜひともしていただきたいと思うわけです。

私自身は1市3町のこのようなものよりも、今ある施設を整備して、例えば5年なり10年なり延命して、その期間に燃やさない方式の焼却形式を実現するべきだと考えているわけですが、市長自身の今の答弁から申しますと、別の模索をするんだということは、同じような焼却施設をつくるのかという疑問を持たざるを得ないわけです。もう今の時点で新たな焼却炉は財政的にも建設することが困難だと、やったらそれはもう各市町村とも財政破綻をしてしまうという結論をきっちりと出していただいて、今ある施設を使って、その期間の間に燃やさないごみ処理の方式を早急に実現していくという方向に大きくごみ処理の方針を切っていただかなければならないと思うわけですが、市長の答弁の話を聞いてみると、新たなところで新たな焼却炉の検討をまた再度するのかという疑問さえ感ずるわけですが、その点はどうにお考えになっているのかと。そして、現状のごみ処理の体制をどのようにしていくのかと。

今、880万円で耐震の調査をしているということのようですけども、こういうことが何で令和元年や令和2年の時点にできなかったのかと。そういう疑問が大きく出て、そういう検討をしてくださいということは議会でもチラシにも出して訴えてまいりましたが、それらのものが全て結果的に無視されるということになって今日を迎えていようかと思うわけですが、その点の見解及び反省等があれば、ぜひ市長から所感を伺いたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 現在あるものに対しての耐震調査というのは、当時は、もう建て替えるんだからということをお前提にして、コストの圧縮という観点から調査の必要性が低いと判

断したものでございます。

今般の広域連携の別の形を模索すると先ほど申しました。模索ですので、様々な選択肢があろうかと思えます。議員の御提案も参考にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私のほうから、まず最初に裁判のお話がありましたけれども、裁判につきましてはこちら側の主張は裁判の中でさせていただいたとおりでございますし、判決については裁判官のほうから皆様にも御報告したとおりの見解が出されているというように認識をしております。

ごみ処理につきましては、実際的にはどうしても燃やさざるを得ないごみというのは生じるのが現状ですので、いかにこれを減らしていくのかというところを考えているところでございます。

具体的なお名前を出してしまっても大変恐縮なんですけれども、先日は岡崎議員がお住まいの地区でも、雑がみを集めるという取組を始めようということで、私たちのほうの職員もお顔を出させてもらいまして、そういったところも岡崎議員を主導に地域では始められているという現状もありますので、こういったところで市民の皆様のお力を借りながら、燃やすごみを減らして資源化を進めていくという取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。3回目です。

○12番（沢登英信） 組合議会の解散を現時点ですするというのはい定のそれなりの適切な判断であるという具合に私も思いますが、同様の見解に立って別の形を模索するんだと、こういうことであれば何ら反省をしてないということになるかと思うわけです。具体的に別な形を模索するんだということのごみの処理は毎日のことでございますので、この長い期間をかけてやればよいということではなくて、早急に取り組んでいかなければならない課題だと思うわけです。しからば別の形を模索するんだということは、具体的にはどういうことを模索しているのかということをごひとも明らかにさせていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 実態的には、今は耐震調査をしている最中でございますけれども、人口も少ない市町が集まった地域でございますので、そういったごみ処理の財政負担の

軽減ですとか、あとごみ処理の効率化、あと環境負荷の低減といったところに主眼を置いて、別の形というのは別の組合をつくるとかそういうお話に直接つながるものではないかと、協力できるところは協力していこうというところでの考え方でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 先般の市長との意見交換会の中でもお話しさせていただいておりますけれども、スケールメリットを得られるということで、この広域ごみ処理事業がスタートしたわけですけれども、ここにはこの下田市だけではなくて、国がまずあって、国の中で方針が出されて、静岡県がありまして、静岡県のほうで枠組みづくりを行っていただくというか、1市3町でというような形になって、それで下田市を中心にしたといたしますか、1市3町での一部事務組合がつくられて、それで3年ぐらいたって、財政的にかなり難しいということが判明してしまったという、誰も国も県も財政のところまでは踏み込んでこの枠組みづくりの中では考えてこなかった結果が、結局、今回のこの解散というような事態を招いたというように私自身は理解しております。

先ほど江田議員が出されたやつでも、日田市のほうではこのぐらいでできてということが事例として出されましたけれども、それでも日田市のほうは人口は6万人近くいるわけですよ。この1市3町で3万6,000人なわけですよ。3万6,000人では実はスケールメリットがこれだけ大規模の工事をするには出にくい。すなわち日田市と同じお金で済んだとしても、1.6倍ぐらいの費用をこちらの地域の皆さんは負担しなきゃいけない、そういうようなことに帰結してしまうと。

すなわち、今、北海道のほうでも問題になっているそうですけれども、小さな市町がこのごみ処理施設を持つ、広域をつくって持つにしても、あまりに広過ぎると今度はごみを持っていく輸送の問題とかが出てきますので、これはもう一部事務組合の実は問題ではなくて、日本全体の地方の大きな課題として捉えるべきではないかと私自身は考えております。

そこで市長に御質問ですけれども、そういった事情の中で今回やむを得ない形、残念な形になってしまっているわけですが、市民に向けて、あるいは地域の皆さんに向けて、今後のことはそこまでは発言はなかなか難しいかもしれませんが、ひとまずどこかでくさびを打つ時期かと思っておりますので、今日こういった議案も出されているところですので、説明というよりは、一生懸命やってきたけれどもこういう形になったことに対して、市長のほうで

はどういうようにお考えであるのかということ、せっきくの議場でございますから述べていただけないかという要望でございますけれどもいかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 今、1市3町でも実はスケールメリットって小さいじゃないかという御指摘がございました。御指摘のとおりでございます。

例えば大きくなりますと、そこで発生した熱も別のところに持って行って活用ができる。うちはそれも出ない。せめてその施設の中に足湯か何かをつくるぐらいかなとかって、こんな話だったんですけども、一方で現状として、その1市3町がみんな単独でやっている。これはもっとコストがかかっているわけですね。

法律上は、一般廃棄物はそれぞれの自治体でやりましょうというような立てつけになっているわけです。これをリードしているのは県と。こうした中、市町村はそれぞれ減少で回らなくなってきて、20年ほど前にあった地方分権の流れです。あの地方分権で相当国から県、県から市町村という事務が下りてきていたわけですが、これを今、逆の流れの検討が国のほうで始められているということ、せんだって私はある情報として入手したんですけども、要は下ろし過ぎてしまったんですが、今度は市町村のほうでもうあっぷあっぷになってきているということで、御指摘のとおり、これからは市町村の事務をコンパクトにするということを考えなければいけないことの一つだと思っております。これはいろんな機会において、例えば市長会とかそういうところでまた議論になろうかと思いますし、私からも御意見を出していきたいと考えております。

今般のこの解散に至るまでのことについては、随所で新聞報道とかで市民の方は御存じなわけで、とても残念だねという声が聞かれます。どういうメッセージを出すのかということなんです、前、議員意見交換会でもお示ししたとおり、組合としてみらくルを発行しようということで、みらくルの内容に対しても議員の皆さんからいろいろな御意見を頂戴していますので、その意見を踏まえたものを、せんだって組合の中から私ども管理者のほうに相談がきまして、こんな修正でどうでしょうかというようなのが。ですから、なるべく早い段階で市民の皆さんにそれをお出しする、そういう予定でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第1号、議第2号、議第3号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第4号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（平井孝一） それでは、議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画についてを御説明申し上げます。

議案件名簿の9ページをお開きください。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、下田市過疎地域持続的発展計画を下記のとおり別冊により定めるもので、提案理由は、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする下田市過疎地域持続的発展計画を定めるものでございます。計画の内容につきましては、議案説明資料及び別冊計画書にて御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きください。

なお、本議案は、令和7年12月定例会議第66号で提案し否決された審議内容を踏まえ、将来負担比率の目標値の見直し及び字句整理を行い、再度提案するものでございます。

説明に当たりましては、12月定例会提出議案の変更箇所について御説明申し上げます。

まず、目標値につきまして、説明資料の6ページ及び別冊計画書11ページを御覧ください。

イ、財政力に関する目標の表2段目の項目、将来負担比率について、12月定例会の原案の目標値におきましては、持続的発展する地域を目指すため、計画に記載した事業をさらに活用し、幅広く実施していくとしつつも一定の抑止を図ることが必要なため、最大の上限值として100%以下に設定しておりましたが、今回50%としております。

この将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の度合いを示す指標で、一般会計の借入金や公営企業、一部事務組合等に対して将来支払っている可能性がある負担等の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標で、将来負担額を分子、標準財政規模を分母として算出されます。分子となる将来負担額は、地方債の残高、公益企業債等の繰入見込額、一部事務組合負担等の見込額から充当可能な基金の額、都市計画税などの特定財源、将来的に交付税に算入される額を差し引いたものとなります。

分子の減少要因として地方債残高の減少が見込まれますが、一部事務組合の事業計画による負担見込額の増や特定目的基金の活用による充当可能な基金の減少などによる増加要因も踏まえ、現時点であります推計した結果、令和6年度の実績の50.8%に対し令和12年度は約48%となります。今回、公共経営改革の取組を進めていく中での目標値といたしまして、余裕幅を抑え50%以下としております。

次に、字句整理につきまして、主なものを説明いたします。

別冊計画書10ページを御覧ください。

地域の持続と発展のための基本目標、ア、人口に関する目標の3行目、「第5次下田市総合計画基本計画」を今回、「第5次下田市総合計画後期基本計画」に。

次の11ページ、イ、財政力に関する目標値のうち、表の項目の3段目、「実質公債比率」を「実質公債費比率」に。

飛びまして56ページ、4行目となります(3)計画の表中、老人ホーム施設建設改修事業の「老人ホーム」を、「養護老人ホーム」に字句整理しております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第4号 下田市過疎地域持続的発展計画についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中村 敦) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番(江田邦明) 別冊であります下田市過疎地域持続的発展計画(案)のほうから質問をさせていただきます。

ただいま10・11ページにかけて字句等の修正箇所の御説明をいただきました。

前回の計画と比較しまして、各目標値の根拠ということで星印のついているものは、現在パブリックコメント中の総合計画及び総合戦略から引用しているというような表記が加わっているかと思えます。現在、星印がついている箇所が人口と観光交流客数、ふるさと応援寄附件数となっておりますが、パブリックコメント中の資料を見させていただきますと、社会増減、また出生数、実質公債費比率、市税収納率、また定住意識、こちらについては文章中でございますが、それぞれ総合戦略・総合計画において同様の数字を引用しているところでございます。

また、観光交流客数については、総合計画・総合戦略においては観光レクリエーション客

数ということで、目標値を令和6年度111万5,000人から令和12年度156万8,000人とされており、正確な引用とはなっていないという部分を本定例会前に企画課と議会事務局にメールをさせていただきましたが、その修正等の考え方について御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、10ページの人口に関する目標の総合戦略・総合計画より持ってきた星印の関係でございますが、人口と観光交流客数、ふるさと応援件数については、今現在パブリックコメント中である総合計画において算出されたものです。

もともとそういった計画と整合性を持ちつつ、つくっていくという形で説明させていただいていると認識しております。今回に当たりまして、鶏が先か卵が先かという話になってしまいかもしれないんですけども、社会増減、出生数につきましては、今回、過疎計画をつくる中で算出し、それを総合計画のほうに持ってきたと。文面ではすごい分かりづらくっておりますので、江田議員の御指摘はもっともかと思えます。

そうした中で、財政力に関する指数でも、今回、公共経営改革と合わせながら数字等も見直した中で、それを総合計画と整合性を図っていくといった趣旨の下、星印は今回、人口と観光交流客数とふるさと応援基金となっております。

観光交流客数につきましては、現在、観光課のほうで第3次観光まちづくり推進計画をつくっております。そういった中で、今、数値を算出しておりまして、250万円という数値に至ったと聞いております。そうした中、総合戦略の観光レクリエーション客数という計上になっているんですが、観光交流客数とはレクリエーション客数と宿泊数も含んだ数になるので、ここの今パブリックコメント中でありまして、そこら辺の整合性は観光まちづくりの計画と総合計画と、この過疎地域が一体となるように総合戦略のほうを少し見直しさせていただいてというところで今調整しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 11ページの将来負担比率の、前回は100%以下で否決されたということですが、50%以下にするというのは、標準税額が幾らで、結局、今130億円ほどの起債があるろうかと思いますが、50%というのは上限借りられる起債の総額が幾らになるのかという、パーセントではなくて実数の提示をいただくと分かりやすくなると思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、将来負担比率と実質公債費比率の関係が、具体的な中でどういう関係になるのかも併せて御説明いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） この50%の目標における地方債残高の額というところでございます。これは公共経営改革の中でもお示しさせていただいている110億円以下ということで、現時点の見込みでは109億8,000万円という形で見込んだ中での数値となっております。

それから、この実質公債費負担比率との関係ということで、実質公債費負担比率といえますのは、一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさというものを指標化して、資金繰りの程度を示す指標となっております。この比率が高いほど返済負担が重いという形になってございます。

この指標については、今後、新庁舎建設事業に係ります返済が本格化してくること、また今、金利が上昇している状況もございますので、借入れの際に据置期間を設けずに返済を行うといったことも想定されることから、10%という形で目標としたものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩したいと思います。1時まで休憩します。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第5号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更について、議第6号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について、議第7号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工

事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） それでは、議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についてから、議第7号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更についてを一括にて御説明申し上げます。

議案件名簿の10ページをお開きください。

議第5号について、令和7年3月5日議第13号で議決された「令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更について」の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、契約中3、契約金額について、11億6,700万1,000円を12億4,441万9,000円に改めるもので、提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴う契約金額の増額のためでございます。

議案件名簿の11ページを御覧ください。

議第6号について、令和7年3月5日議第14号で議決された「令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（機械設備）請負契約の締結についての一部変更について」の一部を次のとおり変更するため、議第5号と同じく議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、契約中3、契約金額について、2億9,676万9,000円を2億7,856万4,000円に改めるもので、提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴う契約金額の減額のためでございます。

議案件名簿の12ページを御覧ください。

議第7号について、令和6年7月29日議第48号で議決された「令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（電気設備）請負契約の締結について」の一部を次のとおり変更するため、議第5号及び議第6号と同じく議会の議決を求めるものでございます。

変更内容につきましては、契約中3、契約金額について、3億1,460万円を2億7,694万7,000円に改めるもので、提案理由につきましては、工事内容の一部変更に伴う契約金額の減額のためでございます。

続きまして、各議案における工事の変更概要等について御説明申し上げます。

議案説明資料の9ページを御用意ください。9ページ説明資料①をお開きください。

議第5号、建築工事分でございます。

1、事業の目的、2、工事箇所及び3、工期は記載のとおりで変更はございません。なお、契約相手方は河津・加藤特別建設工事企業共同体で、契約金額は変更前11億6,700万1,000円に7,741万8,000円を増額し、変更後12億4,441万9,000円となるもので、5、変更概要は次の10ページ、説明資料②と併せて御覧ください。

変更1点目は、体育館棟に係る防水工事の施工方法の変更によるもので、当初屋根防水工事1,143平方メートルについて、平成22年度当時の稲生沢中学校において施工した同様のFRP防水トップコートでの塗り替えを予定しておりましたが、現地を精査した結果、既存防水層の劣化が想定より著しく、塗り替え工法では効果が低いと判断し、シート式の防水工法に変更したことによる増額。

2点目は、体育館棟に係る外壁改修工事の変更によるもので、当初旧校舎活用棟の外壁改修工事の実績を踏まえ、部分的ひび割れ補修を想定しておりましたが、足場設置後、実際に現場精査した結果、想定以上にひび割れが生じていたため、ひび割れ補修を38メートルの増工、加えて樹脂モルタルによる小穴補修工を76か所、西側デザインタイル浮き補修161か所などを増工したことによる増額。

3点目は、体育館棟に係る既存撤去工事の変更によるもので、当該工事にてアスベスト含有調査した結果、玄関の床や天井、男子トイレ天井、体育館器具室等にレベル3の含有物が存在したため、アスベスト撤去処分11立米の追加による増額。

以上、3点により税抜き役3,300万円の増額。その他体育館工事では、現場精査による既存撤去数量の増、新設工事においては、施工性、耐久性、メンテナンスの観点から、屋根工事、塗装工事、内装外工事などを増額しており、契約、変更計画金額は合わせて税抜き7,038万円、税込み7,741万8,000の増額となるものでございます。

議案説明資料11ページ、説明資料①を御覧ください。

議第6号、機械設備工事分でございます。

1、事業目的、2、工事箇所及び3、工期は記載のとおりで変更はございません。なお、契約相手方はサエツ・ヤマト設備JVで、契約金額は変更前2億9,676万9,000円に8,820万5,000円を減額し、変更後2億7,856万4,000円となるもので、5、変更概要は次の12ページ、説明資料②と併せて御覧ください。

変更1点目、新築棟に係る屋外雨水配管工事の変更によるもので、当初設計に含まれていた屋外の排水工事について、別途発注した外構工事受注者を含め協議した結果、外構工事と併せ施工することにより工期の短縮、現場の施工性、掘削等の出戻りの解消等と効率化、安全性に優れると判断し、当該工事から除いたことによる減額。

2点目、新築棟、体育館棟に係る換気設備工事によるもので、当初給湯室の湯沸かし等にIHこんろを置くため、レンジフード3か所及びこれに付随するダクト48メートルを計上しておりましたが、旧校舎棟のIH式こんろの利用状況を鑑み、取りやめたことによる減額。

3点目、体育館棟に係る屋外汚水配管工事の変更によるもので、体育館棟から浄化槽までの区間を汚水管理設のため掘削した結果、浄化槽約30メートル手前でコンクリート5立米が現存したため、その撤去及び処分を追加したことによる増額、以上3点により税抜き900万円の減額、その他現場精査により空調設備や給水設備の減額により、合わせて変更契約額は税抜き1,655万円、税込み1,820万5,000円の減額となるものでございます。

議案説明資料13ページ、説明資料①を御覧ください。

議第7号、電気設備工事分でございます。

1、事業目的、2、工事箇所及び3、工期は記載のとおり変更はございません。なお、相手方は下田電設共同企業体で、4、契約金額は変更前3億1,460万円に3,765万3,000円を減額し、変更後2億7,694万7,000円となるもので、5、変更概要は次の14ページ、説明資料②と併せて御覧ください。

変更1点目は、新築棟及び体育館棟に係る情報通信設備工事の変更によるもので、当該工事に計上されていた情報通信設備一式について、工事分担を明白化するため、昨年9月定例会にて補正計上した情報通信設備工事分としたことによる減額。

2点目、新築棟及び体育館棟に係る防災無線設備工事の変更によるもので、当該工事に計上されていた防災無線配線工1,130メートルについて、昨年9月定例会で補正計上した防災無線工事設備分としたことによる減額。

3点目、新築棟及び体育館棟による隠蔽配管工事の変更によるもので、体育館の2階床下に電源給水等に伴う配線にすることに際し、配線の保護・整理を行う目的で、ケーブルラックの設置を計上しておりましたが、現場精査した結果、電気配線、機械設備の配管、床鋼製部材との緩衝が発生するため、ケーブルラックの取り当てをやめ、床スラブ転がし式の配線としたことによる減額。

なお、配線の保護のため、スラブとの摩擦で摩耗が生じないようにシートや配管で保護をす

ることとしております。

以上、3点の理由により、税抜き約4,000万円の減額で、その他現場精査により配管や配線工事、配線器具の増額があり、併せて変更契約は税抜き3,423万円、税込み3,765万3,000円の減額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第5号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（建築）請負契約の締結についての一部変更についての一部変更から、議第7号 令和6年度（債務負担）下田市新庁舎整備工事（電気設備）請負契約の締結についての一部変更についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議第5号、議第6号、議第7号の3件について、一括質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） まず、議第5号の建築請負契約の件についてお尋ねをしたいと思います。

体育館の屋根の防水工事が主なものだと思いますが、1,143平米を当初の設計ではFRPの防水がしてあるので、その補修部分を直す見積りであったと。ところが、現場を見たところが、それでは不十分であるので、シート式の防水工事に変更するんだという御説明かと思いますが、そうしますとFRPのときの防水工事は幾らで、シートにしたときは幾らになったのかと。

そして、よく理解ができませんので、FRPの防水層をどういう具合にしちゃうのかと。全部それらを剥がして新しいシートをやり替えるという形になるのか、あるいはトタンの屋根の張り替えというのは、古いトタンの上に新しいトタンを乗っけるというような形の工事もあるようですけども、どういう形でこのシートに変更しなければならなかったのかと。そして、その費用は幾らになって、その差額が幾らという説明をいただきたいと思うわけです。

外壁のこの改修についても、当初の設計の中で外壁は見えないわけではないと思うんですけども、いよいよになってこのような変更というのは一般的に行われるものなのかどうなのかと。素人でよく分からないものですから御説明いただきたいと思いますが、外壁工事の変更によるもの、それから変更理由は現場精査によるものということでございますので、現場精査というのは、どこのどなたがどういう形でやられているのかという点についてお尋ねしたいと思います。

そして、1,783平米にわたります38メートルですか、そのうち76か所、あるいは161か所の補修をしなければならないという、ここの2の外壁工事の費用は幾らなのか。説明があったかと思うんですが、聞き漏らしたもんですから、2の体育館の費用の金額は幾らになるのか。

それから、体育館棟のアスベストの撤去については3,300万円というのが聞こえたんですけども、アスベストの含有がレベル3の撤去について経費の負担が11平米だと。これも同様に完成の段階というか、今の段階でなければ分からないものであったのかどうなのか、そこから辺をお尋ねしたいと思うわけです。当初の設計の中で、当然アスベスト等の費用は現場を見て積算されるべきものではないのかと具合に思うもんですから、特別などんな事情があったのかということをお尋ねしたいと思うわけです。

第6号についてお尋ねをしたいと思いますが、屋外の配管工事が必要なくなったということであろうかと思えます。2のレンジフードも3か所要らなくなったと。それぞれの屋外の配管も要らなくなって、コンクリートの撤去が新たな費用として幾らかかって、撤去の費用のそれぞれが幾らになっているのか。

そして、この6号につきましては、結局、減額するのみでほかの予算を使ってやるというようなことがない、減額の契約議案という具合に理解してよろしいのかという点をお尋ねしたいと思います。

それから、第7号についても同様に通信施設でございますが、情報通信施設の工事の変更をしたということで、結局、先に令和6年度にこちらの施設に移ってきたというような形で、一体的に通信施設がなっていないという事情がここに出てきているんだろうと思うんです。そういうような事情が、表面上は減額ということにこの事業はなっておりますけども、他の9月のときに補正をした予算と全体的に見るとどういう具合に理解したらいいのかということをお尋ねしたいと思うわけです。例えば、2の無線の設備工事、新築棟及び旧校舎の活用棟に関わるものだという事でございますが、一番最後にある変更内容、配線延長の1,130メートルの減ということは、金額的に幾らになって、新たな9月の予算の中で措置されている予算との関係はどうなっているのかと。

そして、隠蔽配管工事の変更が約4,000万円で、ケーブルラックの減等によるものだという事ですが、それぞれの1、2、3の関係がどういう具合になっているのかをお尋ねしたいと思えます。

それから、情報通信の敷根のプールのところにある施設を、恐らく新しい建物の2階のほうに持っていきこうということと、現在施設として元校舎の建物で使っている施設との関係と

いうか、全ての情報施設を防災の、あるいは隣のところの2階に持っていくという具合になってないんじゃないかと思いますが、それらはどういう事情なのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず建築工事についてなんですが、防水改修工事について申し上げます。

当時中学校の時代、平成22年度に施行したときは、当初設計で塗って防水の効果を復活させるというか強化するという想定で、定期的にすることによってさらに延命するというような判断をしておりました。ところが、今回、実際に屋根に登ってみますと、劣化が想定より著しかったため、塗るだけでは効果が現れないということから、シートを張って雨漏りを防ぐ工事にしたということでございます。

各この防水工事については、税抜きでございますが約1,000万円の増額になります。外壁工事については約1,300万円の増額、アスベスト工事については約1,000万円の増額となっております。

現場精査ということに関してですが、どのように行われるかということは、当然当初設計と想定しなかった部分などによって、設計担当者と現場施工者が立ち会って相談し、これをこうしようだとか、これをああしようだとか、そういった結果生じるものでございます。

アスベスト工事についてなんですが、今まで外に飛散のおそれがある塗られたようなアスベストについては撤去しておりましたが、外壁とかボードとかに練り混ぜられていて飛散のおそれが低いというものについては、工事をやる都度に調査を行ってアスベストの含有量を調べます。調べた結果、レベル3でレベル1ほど飛散するものではないけど含まれているということが分かりましたので、工事するに当たってはそういった飛散対策も行い、撤去し処分したというところでございます。

第6号の屋外配管工事につきましては、雨水排水工につきまして一部こちらの工事の第6号で見ておりましたが、外構工事を別途発注しています。そうしたことにより外構工事の側溝の改修だとかいうときにも掘削等が生じます。そういうのなどと手戻りがならないよう、外構工事で併せて一緒にやったほうが効率がよいという判断の中、外構工事に回したもので、その分は外構工事に組まれていく、移行されていくという感じに含む形となります。

レンジフードにつきましては、職員の休憩室の前に流し場があるんですけども、比較的広くスペースを取っております。その横にIH式の湯を沸かしたりするようなものが職員の福

利厚生といったものとして置いてあるんですが、その利用度がないと。そのために、こちらの校舎棟においては換気扇をつくって、ダクトもつくっておるんですが、ここの使い方を見ていますと、利用度が少ないので今回それなりの金額もかかるので、今回はレンジやIHヒーターを置くのを取りやめて、それに必要な換気扇の関係を今回の工事から削除したことにより減額で、これはほかの工事に影響するものはございません。

通信設備工事につきましては、御質問とかみ合わなかったら申し訳ないんですが、簡単にもう一度説明いたしますと、繰り返して質問と整合性が合うか分からないんですが、9月補正にて庁内の無線化・ICT化という推進の中で、無線ポットを何か所かつけたいということで、新たに情報推進設備工事3,000万円の計上をお願いしたところです。もともと当該の電気設備工事には一部情報通信設備の工事が含まれていたもので、その金額もこちらに別途9月補正で計上した工事分へと持って行って、一括で管理・施工したほうが効率がいいので、その分を情報通信工事に今計上しております。そういう状況でございます。

隠蔽配管についての通信工事の配線について、防災無線関係については、防災の工事で無線工事がこれも9月の定例会で計上されると思いますので、そこについては本工事ではサヤ管といいますか、筒管だけ、配線を通す管だけやります。当初は一緒に配線も中に防護管をやって電線なんかを中に入れて保護していくんですけども、今回はこの配線は防災工事でやったほうが効率がいいという判断で、またこちらの工事では前もって後から通せるように筒だけ分は設置しますが、配線は別途の防災無線工事でやったほうが効率性とか施工性がいいですよという判断をしたため、配線分だけ減額します。そちらは防災工事のほうに含まれていると聞いております。

最終的には、いろんな情報設備の管理の移動の関係とかそういったお話があったと思います。言葉だと分かりづらいかもしれないんですが、庁舎先行移転に関しまして、敷根プールにまず本設備と東本郷の庁舎にサブ設備があり、それが光ケーブルで包まれていました。庁舎を先行移転したときに、敷根プールを空けて河内庁舎のこちらのほうに本設備とサブの一部をつけており、東本郷庁舎にもサブ設備が残っております。それをNTT回線でつなげております。

今度、庁舎が来年度、全面移転するときには、河内庁舎管理棟に本設備とサブを一部、これは建設課とか産業課で通信用に使っているためのものなんですけれども、プラス新築棟ではサブ設備ができます。将来的にはこういった無線機器については、機器の更新が約10年程度と言われておりますので、そういったことを見据えますと、今回、一気にやらなくても今後

更新を迎えたときに設備もよりコンパクトになることも想定されますし、機能を持たないブラウザ化といいますか、もしかしたらその物自体も要らなくなるかもしれないということを含めて、簡単に言いますと、今の状態は河内庁舎のこちらの活用棟に本設備とサブの一部があり、新築棟にはサブ設備を置いてやっていく。すみません、そういう状況で、簡単に一言で申し上げますと、いろんな想定をしながら、無線設備については将来のことも考え、より効率的に使っていただけるよういろいろ考えた結果、こういった組立てで今回に至っている状況でございます。

外壁のクラックだとかそういったところがなぜ最初から分からなかったのかという御質問がありますけど、工事をやるときには実際に足場をつくって近くで見れるんですけど、設計段階では遠くからの目視等々により、過去のこちらの状況だとかも、こっちの校舎棟をやったときの状況等も踏まえて想定しているところもありましたので、実際に足場をつくって、より近くで検証した、調査した結果、想定よりも著しかったということは、よく掘削して岩盤が出るとはまた違うんですけども、当初の設計では想定できなかった部分として往々にあることと私は認識しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 議第5号の件ですが、今の説明ですと実際に屋根の上に乗って、防水の様子を見なければシートの変更をしなければならないとかいうのは分からなかったもので、現時点での精査の中で必要な工事であるという説明として受け止めましたけども、そうしますと、シートのほうは大体1,000万円かかると。2のほうは、外壁の工事が1,300万円だと。既存の撤去の体育館が約1,000万円だと。こういう説明ですと、あとシート以外の防水工事、あるいは現場の精査等々の経費が3,300万円ですから、4,400万円ぐらいの費用がこの1のところの工事に必要なものなのかという具合に思いますけども、そういう理解でよろしいのかと。

そうしますと、あと4,400万円ほどの費用の増は具体的にどこのどういうものかということをお説明いただきたいと。それは10ページに図面がございますので、その図面を合わせて御説明いただけるとありがたいという具合に思います。

それから、第6号でございますが、外構工事のほうで発注して、これが約880万円だったでしょうか。その程度の金額を予定しているということですので、実際に換気扇のレンジフードの3か所と配管の工事によるようなもので1,000万円の減額になっているんだという理

解でよろしいのかどうなのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、第7号については、先にこちらの旧校舎のほうに移転をしたということが、実態的には無線施設等や情報施設等の手戻りになっているという実態になっているんじゃないかという疑問を持っているわけです、状況は。したがって、9月の補正で3,000万円の計上が、庁内の無線化の補正予算で1,130平米の無線配線の減等は既に工事が3,000万円等で予算上であるので必要ないんだということになれば、あと765万3,000円が実質的な減額の部分かという見方ができようかと思うんですが、そうしますと、それらの減額の部分はどこなのかというのが14ページの図面がありますので、それで説明をしていただけると分かりやすくなるのかなと思いますので、よろしくお願ひします。といいますのは、この資料を見ていてもどう理解していいのか、理解がなかなか進まないもんですから、すみません、御説明いただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、建築工事についてのその他関係になりますが、議員のおっしゃるとおり、ざくっとで申し訳ございません、あと3,000万円から4,000万円程度残りがあります。こちらについては、先ほどの説明と繰り返しになりますが、様々な工事を実際にするに当たり、今回は委託設計者と市の管理する担当監督員と、もう一つ施工業者が加わります。施工業者が加わって、施工業者のこれまでの知識や経験、技術力等々を踏まえて、設計はこうなっているけど、これこれこうだからこうしたほうがいいんじゃないかという提案も多々あります。そういったときには、より将来性だとかコストだとか今後のことを踏まえて、直そうか、変更しようか、そのままで行こうかという議論を行います。

そういったことが、先ほども現場精査ともつながりがあるんですけれども、その他の工事といたしまして、そういった現場精査的な話になるんですけど、図面で説明するといいますか、もう言葉で言っても分かるかと思ひますし、例えば配線とか内線とか内装というのはいろんなところに関わってくるので、一部一部ここだというところがイメージというか、説明しづらいので言葉で説明させてもらひますが、まず塗装工事、いろんなところの壁とかを塗装する工事があるんですけれども、当初はコンクリート面保護材を使った工法を用ひるんですが、先ほどの繰り返しになりますが、施工する側の施工性だとか将来性のメンテナンス性等々の観点を踏まえて、今回、コンクリート面を、これは維持管理をよりしやすくするためにコーティング性の外壁面にしたほうがよいと判断して、少し単価の高い工法に変更しております。

内外のいろんな工事の中で、天井部についてなんですが、吹きつけ部分もそういった施工性だとか耐久性を考えまして、不燃断熱材吹きつけというのがあるんですが、そちらを少しグレードアップし、今後の維持管理や耐久性を維持するために硬質ウレタンフォーム吹きつけだとか、ウレタン表面不燃材というのをを用いて、さらに品質を高めてというような判断をしております。

コンクリート面のいろんな防じん塗装は1階の床面とかになるんですが、こちらも先ほど言ったように、今後のメンテナンスだとかそういうことを踏まえまして、1階のコンクリート面防汚コーティングというグレードの高いものに変更した結果、そういった新築棟や体育館棟において屋根工事、塗装工事、内外塗装工事などの品質を変えていることによって、その他の増額が生じているところでございます。

繰り返してしまおうんですが、減額の内容につきましては、雨水排水工事の外構工事としたほうが効果的ということで約670万円、換気扇工事が先ほど言ったIHヒーターをやめたことによって約270万円、浄化槽までの污水管を掘削した結果約40万円、約900万円の税抜きとなりますが減となります。

その他がどうなっているかというような御質問だったと思うんですが、こちらも空調工事、給水工事等々の変更が、これもいわゆる現場精査といいますか、そういった配管の現場に応じて変えたようなところもございまして、750万円ほど減額になっておりますので、全て減額になっておりますが、先ほど申したように、雨水管工事については外構工事のほうに今度含まれているというところでございます。

電気工事につきましては、これも繰り返してとなりますが、情報通信整備工事を新たに9月補正で計上したことに伴って約1,900万円の減額で、防災無線工事につきましては、先ほど言いました、こちらの工事では外の防護管だけ、サヤ管といいますか、それだけ置いて本体の配線は無線工事に回したので、それは無線工事のほうに計上されるため、約600万円が減額されております。

ケーブルラック工事につきましては、将来の安定性だとか安全性だとか維持管理の面を考えて、ケーブルラック工事をつくって配線をしようと思っていましたが、いろんな設備の配線だとか床とスラブの間の緩衝が生じるため、やむを得なくスラブ転がしてしまいましたが、その中でも一定の安定・保護性を取ろうということでシートを巻いたり、先ほど言った防護管を一部廃止にしたりと、そういう工夫について維持管理とかメンテナンス的には多少やむなく劣りますが、そういったことにより最低限の安全性を確保することをやりまして、ケーブル

ルラックが効果的なものであったことから約1,500万円の減額となっております。

これで約4,000万円の減額となりまして、その他で、こちらもすみません、現場精査的な話になるんですが、配管とか配線工事、配線器具類のこちらは約600万円の増額がありまして、結果的には3,400万円程度の税抜きで減額になっている。説明資料にある3点については減額です。そのほかに増額する工事の内容がありましたので、合わせますと3,423万円の減額という結果になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 今の説明で大体分かりましたけど再度確認を、くどくて恐縮ですが。

そうしますと、この議第5号のほうは、体育館の屋根の防水シートのほうは1,000万円の増だと。そして、2の外壁のほうがコーティングするために1,300万円増えたと。既存のアスベストの撤去に約1,000万円かかるということですので、そうしますと1の防水シート工事の1,000万円だけではなくて、その他の工事があるのかと。計算上は2と3で2,300万円ですから、7,741万8,000円の増ということですので残りの約5,441万8,000円の増はどこの増かということを知っているわけですが。推測としては、1の防水工事が1,000万円ではなくて5,400万円かかるのかというような問いをしているということでございます。ちょっと分かりにくくて恐縮ですけども、そういう理解でよろしいのかということですが。

6につきましては、分かりました。7についても分かりましたけど、先にこちらに来た関係で二重の設置という具合に具体的になっているのではないのかというのは、13ページの2の防災無線の設備工事のところ、新築棟及び旧校舎棟ということの説明がありますので、新築棟に全て防災無線があるわけではなくて、現在の旧校舎の建物の中にも施設を置いているのではないかと。それらを連絡し合って機能するような形になっているのではないかと。1か所に全てのこういう防災無線関係のものが集められているという形ではないんじゃないかという疑問を持っているということですが。

そのような形でよろしいのかと。何でそういう形になってしまったのかということを見ると、ここに先に移転をするんだという判断の結果、こういう手戻りみたいな形が出てくるのではないかと。そういう疑問を持っているものですから、どういうことですかと聞いているということでございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、建築工事についてなんですが、質問要旨、すみません、私も

理解しました。

まず、説明書に載っている防水工事で約1,000万円、外壁工事で約1,300万円、アスベスト工事で約1,000万円で、議員の御指摘のとおり3,300万円。ただ、この工事は実質7,000万円以上増額しているんで、そのほかの約3,700万円が何なのかという御質問だと思います。

今回、それについて説明書に載ってなくて、口頭で最初に説明したところなんでございますが、2回目の答弁のときにいろいろ現場精査だとか、設計やらとか、業者だとか、そういったのと打ち合せした結果、工法を変更するという前提の下、今回、新築棟においても施工性や将来性のメンテナンスの観点から、新築棟においても当初設計から屋根工事、塗装工事、内外工事などもよりグレードの高いものにして、メンテナンスとか施工性とか今後の維持管理上の効率性を図っていこうということで、そういった塗装剤とかをグレードアップしたことによって約3,700万円の増加があるということでございます。

あと防災無線の関係なんですけど、基本的に申し上げますと、まずこっちは耐震性がないというところで東本郷の旧庁舎においては、できる限りの耐震を行い、できる限り移れるものは早く安全な場所に移そうという下で、一番危険性のある本館の部署をこちらに移転しました。そうした場合でも、設備につきましては敷根プールにあったものを、防災はまず優先順位が高いというところで、何かあった場合、防災はこちらに行くべきだ、より安全なところにいるべきだということで防災はこちらに移転しております。こちらを移転したことによって、敷根プールにあった本設備は、できる限り維持管理を考えますと、こちらのほうに持っていったほうがいいのではないかと判断の下、今こちらに本設備を置いてあります。

今後、全部移転した際も、本設備と、先ほど言いましたサブ設備もこちらに置いて、新築棟にはサブ設備をつくって、次の更新までは2か所になるということです。それまでの一部移転だとか様々なことを踏まえて、こういったことをするのが一番効果的・効率的ではないかということも踏まえて、今現在2か所にあります。

将来的に、先ほど申し上げましたこういった設備につきましては、10年程度で耐用年数が来るので、そういったときには新築棟に防災安全課も移りますので、そこには本設備だとかを一括して置きたい。もしかしたら将来、機器を持たないクラウド化というのも可能性があるのではないかとこのところ、当面は今の2か所に設備を置いていくという状態になっているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 質疑というか、要望だけしておきたいと思いますが、第5号については、1、2、3だけではなくて、4のところのグレードの向上という項目があるんだと。そうだとすれば、そこはどのようなものかということを経済委員会の中で説明できるようにしていただきたいと。

それから、議第7号の電気設備のところの情報通信の関係ですけども、これらのものもちょっと分かりにくいものですから、図面等を委員会でつくっていただいて御説明いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 委員会審査があるということで、細かな点についてはまた、沢登議員がおっしゃったとおり、委員会のほうに提出していただきたいと思います。

あわせて今回の契約の見直しということで、予算的にも最終的なものかと思っておりますので、緊急防災減災事業債の適用状況であったり全体工事、具体的には令和7年1月総務文教常任委員会協議会新築建設事業資料、企画課作成のようなものを委員会審査のほうで御提出いただければと思います。

そういった中で1点、ただいま課長の説明ですと、減額とされる工事において、6号の（1）屋外配管で670万円、7号の（1）情報通信設備工事、（2）防災無線設備工事、これを足していきますと2,500万円の3,170万円（税抜き）で、別工事で増額になるとおられますので、全体としての工事が幾らになるかというところを確認させていただきたいと思えます。

また、緊急防災減災事業債の対象職員数であったり起債対象面積で割っておきますと、30億5,600万円が起債対象となっておりますが、現状ですとこの起債対象、満額得られるような申請状況となっているのか教えていただきたいと思えます。

あと、3つの別工事としたことで、既に今年度の9月補正での工事のほうも今後増額補正というものをされるのか、それとも既存の補正の中にはこの増額分も含めて契約の差額で収まるのかというところを確認していきたく思います。

また、別工事とすることで労務単価の上昇というものも考えられるかなと思えますが、その辺についても御説明いただけたらお願いします。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） まず、屋外配管で外構工事に含まれる約670万円については、現行の外構工事のほうで既に計上されてあると聞いておりますので、ただ外構工事では今残りが約115万円程度ありますので、そちらについては今現場の状況等によってまだ増額するかもしれないので、そういったような状況です。

情報通信設備につきましては、既に現在の今回除いた分については、9月補正で発注したのものに入っておりますので、これに対する増額はないんですけど、全体的な工事の中での増減は生じるかもしれないというところで、約340万円ほどまだ残っているんですけども、そちらは今保留してある状況でございます。

起債対象についてなんですが、起債対象面積が今6,330平米ということで、すみません、細かい説明はまた委員会等でさせていただきたいと思うんですが、対象上限額、対象面積に対する単価が上っているということで、今、約32億7,000万円ぐらいが対象となるということで、ほぼほぼ工事は含まれて対応できるのかと考えております。細かい分析については、また委員会のほうで表を示して説明させていただきたいと思っております。

あと労務単価につきましては、基本、スライド条項とかありまして、物価に適用しない限り、当然これは業者との協議も必要なんですが、よほどのことがない限り当初契約のまま労務単価は変わらないという認識で私の感覚はおります。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 重ねてになりますが、全体の実施状況表というのをまた委員会のほうに御提出いただきたいのと、あと緊急防災減災事業債が2025年度からさらに延長というふうなお話を聞いておりますが、その点もし行政のほうで正式なものがあったら、委員会で説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○企画課長（平井孝一） 分かりました。

○13番（江田邦明） 終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号・議第6号・議第7号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩したいと思います。2時10分まで休憩します。

午後 1 時58分休憩

午後 2 時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第 8 号～議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第 8 号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について、議第 9 号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 4 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） それでは、議第 8 号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、一括して御説明を申し上げます。

これより説明します 4 件の条例につきましては、人事院勧告を勘案した所要の改正でございます。

お手数ですが、議案説明資料の15ページをお開きください。

まず初めに、今回の人事院勧告及び全体の条例改正の概要について御説明を申し上げます。

1 つ目、令和 7 年人事院勧告の概要について。

人事院勧告につきましては、昨年 8 月 7 日に国会及び内閣に対して人事院勧告を行いました。令和 7 年人事院勧告は、公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給・期末勤勉手当のいずれも民間給与を下回っていることから、月例給については初任給及び若年層に重点を置き、職員全体に影響が及ぶように給料月額を引き上げ、期末勤勉手当については期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げ、4.65月とするものでございます。

また、地域手当は、静岡市、裾野市を除く静岡県の支給割合を現行 2 %から 4 %に、宿日直手当等についても額の引上げが勧告されており、国においては国家公務員の給与法の改正案が国会で可決・成立し公布されており、勧告に従い改定が実施される運びとなっております。

す。

2つ目に、本市の条例改正について、令和7年人事院勧告に伴う本市の条例改正については、月例給並びに地域手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当につきまして、人事院勧告を勘案し、次のとおり改正するものです。

資料の2、(2)を御覧ください。

まず、地域手当につきましては、市内で勤務する職員の支給割合について、現行の2%であるものを3%に引き上げるものです。国においては、4%の引上げは実施することとなっておりますが、現下の財政状況を鑑み、令和8年度の支給割合は3%に抑制するものでございます。宿日直手当につきましては、現行の4,400円を4,700円とするものです。

月例給につきましては、次の16ページ、2の(2)給料表にございますとおり、令和7年4月1日に遡及し、1級から6級までを改定し、平均3.3%とし、若年層に重点を置きつつも高齢層まで職員全体に影響が及ぶよう引上げを実施するものでございます。

期末勤勉手当につきましては、令和7年度12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を合わせて0.5月分引き上げるものです。また、特別職・常勤職員についても、一般常勤職員と同様、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。職種による期末手当及び勤勉手当の支給割合の現行と今回の改定案につきましては、16ページから17ページにございます手当支給割合の各表のとおりとなっております。

17ページをお願いします。

(3)の施行期日でございますが、給料・日直手当及び令和7年度12月期の期末勤勉手当については、令和7年度分について遡及して適用するものとし、令和8年度以降の期末勤勉手当の支給割合の均等化及び地域手当並びに本年度対象職員がいない任期付職員の給料及び期末勤勉手当の引上げについては、令和8年4月1日の施行とするものでございます。

それでは、各議案ごとの説明に移りたいと思いますので、初めに議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿の13ページをお願いいたします。

議案のかがみでございます。下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例を、次の14ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、人事院勧告を勘案し、所要の改正を行うためでございます。

条例改正の内容につきましては、資料にて御説明いたしますので、議案説明資料の18ページを御覧ください。

本条例改正の新旧対照表でございます。左側は改正前、右側が改正後、下線が今回の改正箇所でございます。

第1条は、期末手当の引上改定を行うもので、第2条第2項第2号中12月期の支給割合100分の210を100分の215に改めるものは、期末手当を職員と同様0.05月分引き上げるためでございます。

第2条は、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするため、第2条第2項各号の期末手当の支給割合について、第1号、100分の210及び第2号、100分の215をそれぞれ100分の212.5に改めるものでございます。

議案件名簿の14ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項は、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものとしてでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の下田市特別職の常勤職員給与支給条例第2条第2項第2号の規定は、令和7年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

第3項は、改正前の規定に基づき支給された期末手当は、内払とみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿の15ページをお願いいたします。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次の16ページから21ページまでの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、人事院勧告に伴い所要の改正を行うためでございます。

条例改正の内容につきましては、資料で御説明申し上げますので、議案説明資料の19ページをお開きください。

本条例の組立て方につきましては、議第8号と同様に条例の施行日が異なる関係上2条立てとしており、条ごとに新旧対照表を作成しております。左側が改正前、右側が改正後、下線が今回の改正箇所となっております。

第1条は、給料並びに地域手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を改正するもので、第9条の2第1項第1号中、100分の2を100分の3に改めるのは地域手当の支給割合の引上

げによるもの。第17条第1項、4,400円を4,700円に改めるのは、宿日直手当の引上げによるもの。第18条第2項、100分の125を100分の127.5に改めるのは、一般職員の期末手当の引上げによるもの。同条第3項中、100分の125を100分の127.5に改め、100分の70を100分の72.5に改めるのは、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の引上げによるものでございます。第19条第2項中、100分の105を100分の107.5に改めるのは、一般職員の勤勉手当の引上げによるもの。100分の50を100分の52.5に改めるのは、再任用職員の勤勉手当の引上げによるもの。同条第3項中、月額の上に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」の追加は、基礎額を規定する文言の不備を修正するものでございます。

別表第1、給料表を20ページから28ページまでのとおり改正するのは給料の引上げによるもので、1級は1万1,900円から9,800円、2級は1万1,600円から7,900円、3級は1万600円から9,200円、4級は1万600円から1万円、5級は1万900円から1万400円、6級は1万1,200円から1万900円、再任用職員につきましては、1万900円から7,900円の幅で引き上げるものでございます。

28ページをお願いいたします。

第2条は、期末手当及び勤勉手当について、第18条第2項中、100分の127.5を100分の126.25に改めるのは、一般職員について、次のページになります、同条第3項中、100分の127.5を100分の126.25に、100分の72.5を100分の71.25に改めるのは、再任用職員について、令和8年度以降、期末手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするためでございます。第19条第2項第1号中、100分の107.5を100分の106.25に改めるのは、一般職員について、同項第2号、100分の52.5を100分の51.25に改めるのは、再任用職員について、それぞれ令和8年度以降、勤勉手当の6月期及び12月期の支給割合を均等にするためでございます。

議案件名簿の21ページにお戻りください。

附則でございます。

附則第1項は、この条例は、公布の日から施行するものとし、ただし、第1条中第9条の2第1項第1号の改正規定及び第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するというものです。

附則第2項は、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用するもので、第1号において、第1条の規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例第17条第1項宿日直の規定及び別表第1の規定は令和7年4月1日から。第2号において、改正後の条例第18条第2項第3項並びに第19条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用するとい

う遡及適用を規定したものです。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は、内払とみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿22ページをお願いいたします。

下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、次の23ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、人事院勧告に基づき所要の改正を行うためでございます。

条例の改正内容につきましては、資料にて説明しますので、説明資料30ページをお願いいたします。

条例改正の新旧対象表でございます。左側が改正前、右側が改正後、下線が今回の改正箇所でございます。

第6条第1項の改正は、給料表について1級から5級までそれぞれ1万3,000円から2万1,000円の幅で引き上げるものでございます。第7条第2項の改正は、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月、合計0.05月を引き上げ、期末勤勉手当の6月期及び12月期の支給率を均等にするものでございます。

お手数ですが、議案件名簿23ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿は24ページをお願いいたします。

下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、次の25ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、国や他自治体との均衡を図るためでございます。

令和7年人事院勧告に伴う改正が実施された場合、会計年度任用職員についても報酬及び諸手当の引上げが必要となります。引上げにつきましては、国に準拠することを基本として、市職員と同様に実施することとしておりますが、現在の会計年度任用職員の報酬基本額の算定方法が、国は他の多くの自治体と異なっていることから、国等に準拠した方法に見直すも

のでございます。

条例改正の内容につきましては、資料にて御説明いたしますので、説明資料32ページをお願いいたします。

新旧対象表でございます。左側が改正前、右側が改正後、下線が改正箇所でございます。

第8条第4項中、20.21を21に改め、同条第5項中156.6275を162.75に改めるのは、国やほかの多くの自治体と同様の月の勤務日数を21日を基準とする算定方法に改めるものでございます。

お手数ですが、議案件名簿25ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第8号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の一部を改正する条例の制定について質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） この後、説明があるかと思われ、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてでございます。提案理由、財政状況を考慮し、特別職の期末手当を減額して支給されるためというものがございます。こちらの議第8号につきましては、同様の内容を静岡県知事また静岡県議会は、特別職の常勤職員の給与支給条例の一部を改正する条例については、人勸に準拠せず、令和7年度、令和8年度を凍結するような新聞記事を拝見したところでございます。

こちらについては、下田市の場合、附則の2において、令和7年12月1日から適用ということで遡及適用されているようですが、後の議第12号のとおり、財政状況等を考慮した上で県知事や県議会と同様の対応について検討されたのか、また遡及するような理由について御説明いただけたらお願いいたします。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 今回、人事院勧告を受けまして、特別職員の給与についても協議をいたしまして、まず、例えば職員と同様、市長、副市長といった役割分担も、今後の担い手ですとか、働いていく上でのモチベーションとかというのは同様の状況にあるという中で、現在、公共経営改革というのを実施しながら、財政といったものも見ていくという両方の事情があるという中での協議でしたけれども、そうした中で今後の市長の担い手ですとか、これは議員も御存じかと思いますが、そういったところである程度の上げるという、物価が上がっている中で同様に人勧に準拠して上げていくというような水準を合わせていく対応は必要じゃないかということでございます。

そうした中でも、今、公共経営改革を進めていく中で、三役として姿勢を表わさなきゃならないという部分については、後の12号で御説明させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、県知事、県議会が人勧に準拠しないような対応をしたというようなことございませうけれども、そもそも、もともと市長の報酬の水準とか職員についてもラスパイレスが100%を切っている中での話でして、静岡県の職員についてもラスパイレスが100%を超えているような状況ですし、特別職の知事の報酬等につきましても、下田市とは金額が大分違うという中で出した結論でございますので、御了解いただければと思ひます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第9号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 職員に対するこの人勧と違う部分はどこなのかということをお尋ねしたいと思ひます。

私の理解するところでは、地域手当が100分の4を100分の3としている、ここ以外は人勧準拠で進めてきているのではないかと思うんですが、どういうわけで100分の4を地域手当として支給しなさいと言っているにもかかわらず100分の3としたのか。そして、この100分の3の100分の1を減額した費用は約2,000万円に当たるというような説明を受けてきたかと

思うんですが、そうしますと、100分の2を100分の3にすることによって全体的には職員に2,000万円の増という金額になるのかという点で、先ほど言いましたように、人勧どおりにやらないのかと、3というのに減額しているのかという点を2点お尋ねしたいと思います。

それから、17ページ以降の給料表でございますけど、全部の給料表を使うということではなくて、一定のわたり制度等を設けてこの給料表を使っていようかと思っておりますので、具体的に1級のどこからどこまでを使って、6級のどこからどこまでを使っているのかという点について、2点目としてこのお尋ねをしたいと思います。

それから、16ページの第18条第2項中、100分の125を100分の127.5に改め、同条第3項中100分の125を100分の127.5に改めと書いてございますが、期末手当のパーセンテージがここに記されているんだろうと思うんですが、期末手当は給与プラス扶養手当プラス地域手当にこの率を掛けるということになっていようかと思っておりますけども、そういう理解でよろしいのかと。

それから、同条第3項中、100分の125というのは、定年前の再任用短時間勤務職員についての規定であろうかと思っておりますが、この規定に具体的に当てはまる職員等は現在何人いらっしゃるのかというようなことが分かればお尋ねたいと。分からなければ後ほど委員会で結構ですので、質問をしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） まず、人勧と違うところにつきましては、沢登議員がおっしゃったとおり、国においては地域手当を4%ということで勧告されているものに対して、市のほうでは今回3%ということで提案させていただいております。

こちらについては、公共経営改革というものを進めていく中で、三役同様、職員においても一定の姿勢を示すということで、組合と団体交渉の中で協議をいたしまして、組合職員等の理解も得た上で3%とするということで妥結しております。4%について将来的に引き上げるということも条件として出されておりますので、それについてはまた来年度以降交渉していくという予定であります。

それから、給料表なんですけれども、どこからどこまでが使っていて、どこからどこまでが使っていないということではなく、全部が全部使わないところはないというように私は認識しておるんですけども、ただ実際に職員がいるところでいいですか。

1級ですと大体17号から今大体54号まで、それから2級については22号から112号、それ

から3級については5号から91号まで、4級は7号から103号まで、それから5級については32号から93号まで、それから6級については43号から102号まで、ちょっと表が細かくて段ずれしてるかもしれませんが、大体その辺りの間に今現在も職員は配置されているような状況でございます。

それから、期末手当の積算でよろしかったですかね。期末手当につきましては、給料プラス扶養手当プラス地域手当を合算したものに加算率を掛けて、これに何月という支給月数を掛けるという計算でございます。

それから、定年前再任用の人数でございますが、定年前再任用職員につきましては、フルタイムが8人、短時間勤務が今現在4名で、合計10名弱というところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） すみません、5級のところの最初のほうのどこから始まるというのを聞き漏らしたので、もう一度お願いをしたいと思います。

それから、質問というよりもこの30年間、働く人たちの賃金が物価の引上げに比べて引き上がってこなかったと。そういう事情の中で期末手当が100分の4に人勧は出しているわけです。それを1%といえど全体的には2,000万円からの人件費の削減ということになるわけですので、それはやはり100分の4を職員にきっちり支給するということが、この地域全体の働く人たちの賃金をきっちり支えるということにもなるわけですので、私は必ずしも2,000万円の人件費を組合と話をして削減をするということがすばらしいことだとは思わない。むしろやっていけないような禁じ手をやっているんじゃないかと考えるわけです。なので、予算の中においてでも、人件費については別個な形で手を触れないようできっちり確保していきなさいというのが予算上の見解であろうかと思います。

あたかも100分の4の支給を100分の3にすることが妥当なことだとか、よいことだとかというような判断をすることは、人勧の趣旨からいってもいかがなものかと、そういう考え方はむしろ間違った考え方ではないのかと思うわけですが、組合と了承したからいいんだということではなくて、人勧の趣旨そのものがどういうものなのかと、それはもう首都圏の代替措置として職員の人件費を保障する制度としてこの制度があるわけですから、それに準拠してやってきたわけですので、職員の期末手当だけ人勧の部分の削減をして進めるというのは、本当にそういう意味では市長としてもどういう思いでそんなことをしたのかということをも市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） せっかくの御質問ですので、しっかりと自分なりの考えを述べたいと思います。

まず、私たちの仕事は、今ここにおられる議員の皆さんを含めて、今この瞬間だけではなくて未来をつくっている仕事になります。ですから、上げるべきときにしっかり上げるということは重要なことであろうと思っています。

下田市は、これまで下げることはしっかりやってきましたけれども、上げるということは相当しないでできています。このたびは人勧が社会状況の中で上げろという話があって、県内の他の自治体も皆上げているわけです。

せんだって私はちょっとした勉強をしたら、公務員の給料が経済指標の中でGDPにカウントされているんですね。下田市のGDPで大きいウエートを占めているのが、観光と建設業と公務なんです。観光、建設及び公務、公務って一体何だろうと思ったんですが、これは公務員に支払われる給料なんだそうです。公務員が行っているサービス業は、市場の取引ということで計上されていない。

しかしながら、着実に社会に投下されることになるわけです。例えば、総合庁舎がある、あるいは警察がある下田市と隣の町とはそこで大きなぎわいの違いが出てきています。このために、給料をGDPに乗っけるということになっていると。地域経済として重要なファクターである公務員への給料、あるいは市議会議員の皆さんの給料は、他の自治体と比較して遜色がないようにしなければならない。これはもう間違いない大方針として私も考えています。

一方で、厳しい社会の中で市民の皆さんの私たちに対する厳しい目、それから厳しい声があるのも事実でございます。これは、この市役所を預かっている私としては、この声に耳を傾けないわけにはいかない、地元説明会の中でもかなり厳しい声を懇談会の中で上げられています。そうしたことを踏まえまして、特別職から一般職の若い人に至るまで、みんなで一丸となって公共経営改革をし、この冬を乗り切るんだということで今年、令和7年度は越冬準備ということでやってまいりました。

したがいまして、これから冬に入るに当たり、一定レベルの我慢をしようじゃないかということで職員の皆さんとも話を重ね、このようなことになったところでございます。この措置はあくまでも暫定的と私は考えておりまして、1年たったらしっかり4%に上げるという方向で考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 5級につきましては、32号から93号までです。

今、市長のほうからもお話がありましたとおり、今回そういった形で3%にしまして、組合と協議する中でも、当然、給料でぜひ上げてもらいたいというような意見も職員の中では多数いただきました。

その一方で、市がそういう状況にあって、自分たちの働き方を見直したりしようとかいうような意見も職員の中から提案もありまして、そういった中ではこれから公共経営改革を進めるという中で職員の意識を一つにするというような意義もあったかと私も感じておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 議案説明資料のほうで、教えていただけたらお願いいたします。

関連して沢登議員のほうからも説明がございましたが、20ページの新旧対照表の改正前、改正後の第19条の3項のところの下線のところ、「及びこれに対する地域手当の月額合計額」が加わっておりますが、こちらはこれまで加わってなかったものを何かに基づいて加えるような条例改正をされているのか、教えていただけたらお願いいたします。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 今回のこちらのやつは、直接人勧とは関連がないんですけれども、地域手当については、国においては平成18年頃から導入されておまして、下田市が導入したのは平成26年頃だったかと思うんですけれども、地域手当を主に静岡県や、後期高齢者とかそういった派遣する職員が同じ場所で働いていながら静岡にいる職員はもらっていて、私たちはもらえないというようなそういった状況も解消するということで導入をしたんですけれども、大変申し訳ありません、当時の地域手当を導入したときの条例改正で、複数か所において地域手当の規定を設けたんですけれども、1か所改正漏れがありまして、その部分を今回、語句訂正という形で補わせていただきました。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第10号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する上程の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第11号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 第8条第4項中、20.21を21に改め、156.6275を162.75にするということですが、これは実態的にどういうことかと。基準月額を20.21で割るものを21で割るということは、給料の引下げになっているのでは。給料とか基準の日額のときの基本額と時間額で定めるときの数字が引き上がっているわけですが、これはどういう根拠かというか、理屈かというか、そこのところをお尋ねしたいと。

これでいきますと、むしろ給料そのものが引き下げられるという結果になるのではないかと思うんですけども、どう理解をしたらいいのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） この20.21を21に改めるというものですが、これはおっしゃるとおり、報酬基本額の計算式を変えているんですけども、今までは月額の報酬を20.21で割って、それを勤務時間等で掛けると単価とかいうのが出てくるんですけども、20.21という割る数が当時条例を決めたときに、複数年の暦を実際に見て、何年かの勤務日数というのを平均値を出して20.21というやり方をしているんです。

ところが、こうしたやり方をしているというのは非常にまれなところでありまして、県内でもあまり例がないというところで、計算をする上で人事担当の処理が煩雑になったりとかというような状況を招いている部分もありまして、それでもって一般的に国がやっている、それから多くの自治体が今21という形で単純に算定をしているものですから、その方式を採用させていただくという内容でございまして、おっしゃるとおり、単純に割り算をしたときの数字で言うと、若干の引下げになることになります。

ただ、この計算式を改めるのと同時に、サンライズという会計年度職員の組合があるんで

すけれども、そちらのほうで交渉した上で、こうした方式の転換をした上で職員の人勸と同様に平均3.3%程度の引上げを実施するという御理解をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番、沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そういうことであるならば、これは21に改めるのではなくて、何で20に改めなかったのかと。あるいは、時間額での156.6275を、例えば156としなかったという具合に思うわけです。それで、3%の引上げをするので、この金額のところの引き下げられた部分は3%の引上げで計算をしますと、結局、引上げになるのかどうなのか。2.何%かの引上げになるのかどうなのか、そこの部分をお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 勤務日数の規定を国にある程度準拠するという形で今回話を進めていますので、国が全て21という形でやっていますので、20.21だから20に使用とかそういう話でもなくて、21という形でやらせてもらいたいと。

その上で、21にしたことで幾ら引き下げて3.3%の引上げと相殺したら幾らという、その辺の計算は、申し訳ないですけど実施しておりませんが、全体としては引上げになるということで組合とも妥結しているということでございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第12号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） それでは、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案件名簿26ページをお願いいたします。

下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例を、次の27ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、財政状況を考慮し、特別職の期末手当を減額して支給するためでございます。

現下の厳しい財政状況を踏まえまして、市は財政健全化に向け公共経営改革の取組を進めているということで、先ほど申し上げたとおりでございます。現在は、改革の実質的なスタートに当たる令和8年度当初予算をより実効性のある予算とするために全職員の認識を一つにして編成作業に当たっているところでありまして、まず市長、副市長、教育長の三役が自ら改革への意志を明らかにし、改革を推進していくために令和8年度における特別職の期末手当の削減を行うこととしたものでございます。

条例改正の内容について御説明いたしますので、27ページを御覧ください。

第1条は、本条例の目的を定めるもので、下田市特別職の常勤職員給与支給条例に基づき支給される特別職の期末手当の額の特例に関する事項を定めることを目的としているものでございます。

第2条は、期末手当の額の特例を定めるもので、令和8年度における特別職の職員の期末手当の額を、条例に定める額から、市長にあつては20%、副市長にあつては15%、教育長にあつては8%をそれぞれ削減して支給する旨を定めております。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第12号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

11番、鈴木 孝議員。

○11番（鈴木 孝） 先ほど沢登議員の質問に対する答えもありまして、市長の思いというもの伺いまして、ある程度なるほどなところと分かったんですけども、ただ心配なのは、私この市長、副市長、教育長が令和8年に限って期末手当を減額という、そのマインドというものが大丈夫かなというところがありまして、確かに公共経営改革をする上でそう

いうことをしていくんだということも分かるんですけども、例えば報道されていったときに、市民が、何だ、お金がない、お金がないと下田市は言われてるけど、今度は市長の期末手当まで下げて、何だこの町はって、マインドが下がっちゃうんじゃないかということをお心配しているんですね。

多少のこの期末手当で浮いた部分以上に、まだ今インフレのこのデフレスパイラルから逆転して浮かび上がろうとしている世の中で、まだデフレマインドみたいな下田市のいつも他の市町より負けてるみたいなマインドが拭い切れないんじゃないかなという心配がありまして、ただそれについて市長がしっかりと説明したり、今後の越冬ということだけではなくて、冬だけじゃなくてこうなっていくんだという強いメッセージとか、そういうものがあれば皆さんが希望が持てて、よしという気持ちになるんじゃないかと思うんですけども、その点についてどういう説明をしていこうという何かありましたら教えてください。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 御指摘はごもっともだと思います。

実は職員さんの給料をどうするかという、こっちが一番私たちとしては頭を痛めたわけです。三役については、多少は許されるかもしれないんですけど、職員をさっき沢登議員も4にすべきなのに何で3なんだという、この部分はまさに市民の肌感覚としてピンチなんじゃないかというメッセージになることを大変危惧していたところです。

一方で、さっき言いましたように、冬を越えるために我々はある程度筋肉質にしなければいけないということで頑張ろうということをしていました。この特別職の期末手当の減額というものが、そういったメッセージにならないようにということで、私が一番最初やったのが、1月4日から5日の交換会で、1月1日に出た伊豆新聞の一面を飾った空飛ぶ車で富裕層がやってくる、湾岸の開発をする、ウオーターフロント開発をするというあれを、私は初夢って勝手に自分で呼んでるんですけども、あのような夢のある話が今出てきているんだと。だから下田は今追い風が吹いている、この追い風を今ここでもものにしなければならない。実現のためには、実は大変な課題がたくさんございます。

せんだって経済団体と議長とともに県知事のところに、あるいは担当部長とかに御挨拶に行ったこともあったんですけども、その際にもこの開発というものの難しさは当然、私もそういうことをやってきた人間として分かっています。ですけども、首長としては、その土地を持っている方がそこを活用して夢を描いてくれるようになっているんだと。だから、手続については頑張りますのでよろしく願いしたんです。そういう感じで言ってきたわけです。

このように、今、上りメッセージが一方で着実に上がっていますので、これらを私としては、言ってみれば民間活力をうまくやっていただくことで、この町の経済を活性化する。ですから、これはあくまでも一時的な措置なんですよと。当然、本給にも手は出さない。期末手当というのは、一般的に言われる成果報酬ですから、こういったものについては1回ここで落とすけれども、本給についてはしっかりと人勸に合わせて私たちも上げるということで、見えなくてもいいんですけど、本給を上げてということも一つのメッセージになると考えているところです。この辺、給料について及び民間の開発に向かった流れといったものを、これから随所においてしっかりと発信していきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番、沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 今の説明で、私はこのような措置をすることに反対でございますので、本給にはかかわらず、期末勤勉手当でしょうか、期末手当で市長がこの数字でいきますと65万5,903円だと、副市長が43万6,493円だと、教育長が21万3,095円、合わせて103万5,940円の減額をすることになるんだと、こういうことになるかと思うんですが、どういうわけかこういう金額になるのかと、どういうわけか20%、15%、8%の減額をするという根拠はどこにあるのかということをもまず聞きたいと思うわけです。

そして、そういう意味での公共経営改革というのは、自らの給料や期末手当を削って財源をつくるということではなくて、基本的な無駄な事業をきっちりとやめていくと。そして、市民のためになる事業を積極的に進めていくということが基本だろうと思うわけです。このような形で人件費を削って経営改革の費用に充てるんだという見解は、全くやっちゃいけないとは言いませんけども、最後の最後取るべき手段であって、このような状況で今やるべき状況ではないんじゃないかと思うわけです。そういう観点から考えますと、何で20%で、15%で、8%なのかと。こういう具合に思うわけです。どうして同じような平均な形にならないのかと、あるいは全くこんな形はやめようという話が3人の中で出なかったのかどうなのかお尋ねをしたいと思うわけです。

そして、経営改革のためにこの103万5,940円を捻出するというのではなくて、この期間やってきた令和元年度からと言ったらいいと思うんですけども、今日まで続いている1市3町のごみ処理事業を断念しなければならないという事態になったことへの責任を明確にしていくという、こういうことを私は必要だと思うわけです。

かつて石井直樹市長は、市長を罰する人は誰もいないわけですから、こういう失敗を自らしましたと。これは、こういうことがないように今後頑張りますと、こういうことで自ら減額をするというような、こういう措置をする必要があろうかと思いますが、全く経営改革のために自らの給与を差し出して、期末手当を差し出して、それが経営改革の手だてになるんだと、こういう論理というのは私は全くいただけないと、考え方が違うんじゃないかという具合に思うわけですが、どういふわけでお三方はそれぞれこういうことでよろしいということになったのか、態度表明を副市長及び教育長に求めたいと、もちろん市長にも求めたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） まず、この20%、15%、8%という部分でございますけれども、冒頭の説明でも申し上げましたけれども、今回、今後の改革に取り組むに当たっての一つの意志を明らかにしていこうということで、一定の削減はしていこうということでお三方で御協議をいただいた中で、当然生活事でありますから、何%にしようかということで、あとは削減することで三役間の金額のバランスですとか、課長職とのバランス、そういったものを勘案してこのパーセンテージの削減率というものはじき出しております。

以上です。

○議長（中村 敦） 副市長。

○副市長（高野茂章） 三役の期末手当カットにつきましては、市民説明会で説明する前に、もう三役では期末手当は、公共経営改革を実施するときにもうやっていこうよという話はしております。それで、この20%、15%、8%という数字は、市長が自ら20%という話で20%でそろえちゃいますと、職員のほうが期末手当が高くなるという逆転現象も起こりますので、そこは逆転現象が起きないような形の20%、15%、8%という設定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 数字につきましては、先ほど副市長も申し上げましたけれども、総務課長が申し上げたとおりで、課長職とのバランスということで、そもそも私も数字がどうってことではなくて、先ほど市長も申し上げているとおり、一つの節目として考えていくこのタイミングだなという思いでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番、沢登英信議員。

○12番（沢登英信） お三方から、総務課長も含めて4人の方から御説明を受けましたけど、
どういうわけで20%、15%、8%なのかは全く分からないと御答弁を聞いても、そんな思い
がします。全く20%、15%、8%は根拠がないと。市長が20%と言ったから市長は20%と、
それに合わせてあと15%と8%にしたんだよと、こういう理解の仕方しかできないかと思う
んですが、それ以外の理解の仕方があったらお教えいただきたいと。

そして、そもそもこんな形で公共経営改革ができるという具合に考えること自身がおかし
いじゃないかと、こんなことは私はやめるべきだと思います。むしろ具体的な財政上のミス
や一生懸命やったけども、結果として事業を中断しなきゃならなかったと。既にこの事業と
いえば、見方によれば、ごみ処理の令和2年から令和7年度までの経費を考えましても、2
億円からの無駄金を使ってきたんだと、残念な結果であることはたしかだと思ふわけで、そ
れらの責任を三役として明確に取るということは当然求められるべきことであって、こんな
経営改革のために103万5,940円を削ればいいんだというような、こういう論理は改めていた
だきたい、やめていただきたいと私は思うわけです。

そういう意見もあるということをごどのように御理解するのか、むしろお尋ねをしたいと。
そういう意味では、一部事務組合のこの失敗については、きっちり自ら市長に罰をくれる人
は誰もいないわけですから、自らは自らに罰をくれて姿勢を改めていくということは当然必
要かと思ふます。かつての市長はそういう態度を取ってきたということを付け加えて御検討
いただきたいと思ふます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほども申し上げましたけれども、まずごみ処理場については失敗と
いうように捉えていません。これは残念ながら見直しを迫られることになったということ
です。一生懸命やっているつもりでございますし、そういった担当職員も含めてやってきた人
間たちに対して、私は決してそういった罰則みたいな話はしておりません。

それから、先ほど鈴木議員がおっしゃったように、我々が幾ら下げるといっても、あまり
ひどい下げ幅をすると、これはもう確実にマイナスのシグナルになってしまう。このリスク
ということについても配慮しております。それで計算をいろいろして、この三役の中で、例
えば課長よりも低くならないようにしなければいけないというのも考えまして、それで、そ
の3人のバランスで一緒に下げたということでございます。

もう一回繰り返します。市民に対してピンチであるという、そういったシグナルにならな

い、できるだけ冬を越えるためにやむを得ないんだけども、大丈夫なんだぞというメッセージも出さなければいけないと考えて、今の形になっております。

実はこの三役でそうやって落とそうというように考えたのは、令和6年度ぐらいからでございますと、令和7年度に公共経営改革をやろうということになった。ですから、その頃からの3人で、ある程度私たちは身を切るという覚悟が多分必要になってきますということでお話をさせてもらっていて、皆さん、それもしようがない、そのところはお任せしますというように言っていたいていました。そういった総合的な検討の結果、この数字になったんであって、決して適当に決めたものではございません。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 公共経営改革を行うに際してというような論理立てと申しますか、理由づけでというようなお話というのは、どうもしっくりこないと申しますか。というのは、ごみ処理建設をもし仮にしていたならば、それはボーナスなんかなくなるだろうというぐらいの財政的危機が訪れていたことは明白なわけですね。それは、市長が昨年度、一旦ブレーキを踏んで、その後、これがどうなるか今後分かりませんが、全部で305億円のお金は取りあえず使わなくて、今のところは使わないというような判断になってきたわけです。その中で、公共経営改革というものが今年度出されてくる。

その前に、2月の段階で市長が財政的状況が非常に悪いというようなことを記者会見で言ったことが、尾ひれがついて夕張デマみたいな形で市民の間には浸透して、実は昨日、中央公民館であるサークルがあつて参加してきましたんですけれども、クイックルワイパーが置いてあるわけですよ。クイックルワイパーがあつて、そのクイックルワイパーの布を留めるところが、穴が開き過ぎて留まらなくなって、留まらないのでずれるわけです。そんなのにも市民の皆さんが、下田市の財政状況はよくないから、このクイックルワイパーを新しいものに替えてくれというのは言えないというようなことを皆さんおっしゃるわけですよ。

僕もそのメンバーの1人なんで、ガムテープみたいなマスキングテープでも張って、それで応急処置でやってみようということで教育委員会のほうでスタッフの人と一緒にそのマスキングをやって、それで戻して何とか多少は使えるかなということでやって、1週間たって昨日行ったら新しいのに替えてくれていて、見ていただきたか、これは新しいものに替えたほうがいいんじゃないかというんでやってくださったと思うんですけれども、非常にあり

がたいということで、皆さん、そんなことでも感謝しているというような中で、今回の市長のこの減給みたいなことはニュースにもなる。多分ニュースになって大きく取り上げられると思うんですよ。

そうすると、また先ほど鈴木議員がおっしゃったようなマイナスマインドにまたなっていくと。そうすると、またそういった市民の皆さんの、今ですらマイナスマインドのところ、また追い打ちをかけるようになるのではなかろうかということが懸念されると同時に、この結果が先ほどの職員さんの手当のマイナスにもかなり大きな影響を当然与えて、そこでもまたマイナスが起こっていると。これをどうやってプラスに転じていくか、多分マイナスが来ると思います。これがこのまま条例を通過していったらマイナスになると思います。そこら辺のところをどう見通されているのか、質問したいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 先ほどから御説明申し上げますけれども、今回の削減については、現在も厳しいと言われている財政状況を踏まえ、この公共経営改革というのが一つの目標として、単年度収支の均衡とかということを目指して掲げております。そうしたところを、令和8年度の当初予算からスタートしていこうというその中での一つの現れ、この辺の作業に職員が一丸となって取り組んでいこうというところのきっかけとするべく、三役のほうで決断されるという内容でございますので、決して財政の305億円がなくなったからゼロになるとかというわけではありませんし、清掃についてお金がかかるべきところがかかってくる中で、今後予算をやりくりしていくためのものとして、一つの姿勢として取り組んでいかれるというものでございますので、その辺は御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 昨年、議会の中で財政非常事態宣言が必要なんじゃないかという質問をさせていただいたこともあります。そのときに市長は明確に、そんなものは必要ないというように御答弁いただいて、安心したというところがありましたけれども、この20%削減とか、職員さんの手当削減とかになってくると、もうそれにかかなり限りなく近いような印象を、メディアを通じてまた流布される可能性が非常に高い。そこら辺の防御策みたいなものがありましたらお聞かせください。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（鈴木 諭） 御指摘のとおりかと思っておりますけども、先ほど来、市長も申し上げて

いるとおり、今回の削減措置というのが、例えるならば越冬準備の時期という中で、市民に対してそういった財政が悪化しているだとか、第二の夕張とかというマイナスのイメージだけが強調されることにはならないように、職員とともに様々な方策を考えていこうというところですので、そういった形で御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 2点、私から申し上げます。

まず1点目は、ごみの計画をあのままやっていたらとんでもないことになったというそういう話がありましたけれども、一方で、先ほど江田議員のほうからは、もっと安くなっているところもあるじゃないかという話がありました。

御記憶なさるのをよく思い出していただければ、ああそうだったと思われると思うんですが、もともとはR6の年末に見積額が膨張したことに伴いまして、このまま執行するのは危険であるということで1回止めたわけです。これは昔、この新庁舎をまさにこの隣に新しく大きなものを建てようとしたときに、コロナの中で1回止めようじゃないかといったのに似ています。

そんな中でも、もう計画どおり進めろとそういう声もかなり議会で強くあったんですけども、コロナがどれだけ続くのか分からない中で、大型プロジェクトはどこでも止めてるんで1回止めます、その中でまた考えますというように言ったんです。それに似ていて、見積額の膨張が直ちに入札額にそのまま反映されるとは、私としても思ってなかったんです。ですから、1回止めたけど、計画や設計の見直しだとか、あるいは事業者ヒアリングだとか、様々なこと、ほかの事例調査とかやりまして、詳細な検討がある程度できて、これはできるなというように判断してリスタートしましょうと、こちらのほうで言いました。

それに対して、南伊豆町が離脱をするという話になったんで、今回これを止めよってなったんで、離脱がなければそのままやっていた可能性が十分高いと思っています。その金額が300億円だったというようには私は思っていません、もっと下がる予定だったものですから。そういうようなこともあって、私たちとしては財政非常事態宣言レベルではないと考えています。

県は副知事がそういうようにカメラの前でおっしゃっているわけです。何百億円足りませんというように、まだまだ足りませんとおっしゃっている。結局、借金をするしかないということでどうも行くようなんですけれども、私どもとしてはそういったことができないので、

この小さな自治体としてできることは何だろうということを今まで議論してきました。先ほど職員組合とも議論したというように言いましたけど、職員組合からも財政の立て直しに向けたいろいろな提案をしたいと、こういうようなことまで言ってくれているんです。若い人も一緒になってこの下田市という行政体が筋肉質になるようにするためには何ができるかというのを自発的に考えてくれているんです。

こうした職員提案みたいなこともこれから進めていく、こういうことによって私たちは健全で無駄のない筋肉質な体質に変えるということを目指しているところでございます。こうしたことをしっかりといろんなところで発信しなければならない、それについては先ほど申し上げたとおりです。

以上です。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） この条例はかなり危険な条例だと感じています。去年の市長の発言から端を発した夕張デマみたいなところは、かなりいろんなところで火消しに回っているわけです。我々議員は市民の中に入って回ってきたつもりでおります。

ですから、今回本当に、単に財政がどうのこうのということだと本当にやばいからこれをやるんでしょみたいな話になってしまうので、そこら辺は重々用心をされて、メディアのいわゆるひっかけといいますか、メディアはこれをひっかけようと、要は不安をあおろういうように流れていくはずなんですね、この間のことでも分かるように。そうしましたら、もう下田市の職員も含めてかなり大きなぼろぼろな感じになっていくようなおそれもあるというように感じて、私もこの条例には反対ですけれども、仮にこの条例が通ったとしても、そこら辺の措置といいますか、どうそれを市長がカメラの前等で語っていくのかということも含めて、本当に重々注意をしてやっていただかなければ、市長の思いも通じることなく無残なことになってしまう可能性も考えられるので、これは要望ですけれども、何とぞ市民のマインドを大切にコメントを発していただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 1点、訂正をお願いしたいんですが、市長の発言に端を発した夕張デマというのは当たらない。これは市民との意見懇談会の中で、市民の方が夕張になっちゃうんですかということ言ったんですね。そこは間違いのないようにしていただきたいと思えます。私が何か失言をして夕張のようなということになったわけではないということです。

市民のもう一人の人は、1人の人が夕張みたいになるとか、もう一人の人は夕張になったらどうなっちゃうんだと、こういうような質問をしたんです。これらに対して、私はそこで明確に否定しました。とはいいいながら、メディアは今岡崎議員がおっしゃるように、その部分だけを切り取ってそれでそういうような、議員はそう思っていたのかどうか分からない、あるいは口が滑っただけなのかもしれないんですけど、市長が言ったというようなことを。市長の言葉に端を発したと、こういうような今話だったんですけど、市長の発言に端を発したと言われたんですが、そうではなくて、市民の方でそういうことを言う方がいらっしたんです。こうしたものに対してのリスクについては、先ほど鈴木議員がおっしゃったように、しっかりと私たちは言わなければいけない。その言い方をどうするのかということについて、これからも知恵を出していきたいと思しますので、また御指導のほうをよろしく願います。

それから、議員の皆様にも同じように、そういうことに向き合っていただけると幸いです。よろしく願います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。3時40分まで休憩します。

午後3時30分休憩

午後3時40分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第13号～議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第18号、令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）、

以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）から議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）まで、一括して御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要を御用意お願いいたします。

初めに、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の臨時会における補正予算につきましては、人事院勧告を勘案した給与条例等の一部改正に伴い、一般会計、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計及び水道・公共下水道事業会計において、特別職の期末手当の引上げ、会計年度任用職員を含む職員給与及び期末・勤勉手当の改正分を計上したほか、普通交付税の追加交付、国の施策であります物価高騰対応子育て応援手当に係る経費等を合わせて予算計上したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,702万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億9,087万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

総務課関係、20款5項3目19節雑入19万6,000円の増額は、人勧による人件費の増に伴う派遣職員受入金の増額でございます。

財務課関係、10款1項1目1節普通交付税2億539万3,000円の増額は、国の令和7年度補正予算において国税収入の増額補正に伴い地方交付税が増額され、再算定が行われた結果、追加交付を受けるものでございます。そのうち2,085万6,000円は、令和8年度及び令和9年

度の普通交付税算定で見込まれる臨時財政対策債償還費の一部を前倒し交付されたもので、減債基金に積立て運用するものでございます。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金8,000万円の減額は、財源調整のため予定していた繰入れの一部を取りやめるもの。

福祉事務所関係、14款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金4,228万8,000円の追加は、国の補正予算により実施される物価高騰対応子育て応援手当の支給事業に係る補助を受け入れるもの。

環境対策課関係、20款5項3目14節、同級他団体受入金906万3,000円の追加が、南伊豆地域広域ごみ処理事業の中止に伴う交付金の返還に係る負担金を受け入れるもの。

選挙管理委員会事務局関係、14款3項1目3節国庫・参議院議員選挙委託金89万円の増額は、人勸による人件費の増に伴うものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業でございます職員人件費、会計年度任用職員人件費の増につきましては、人事院勧告に伴う調整等となっておりますので、詳細につきましては説明を省略させていただきます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務126万3,000円の増額は人件費。

総務課関係、2款1項1目1000総務関係人件費482万1,000円の増額から、同2目0110人事管理事務111万8,000円の増額、同7目0142庁舎管理事業8万7,000円の増額、同0220施設管理事業37万1,000円の増額、同5項1目0650統計調査総務事務24万円の増額、同9項1目0910電算処理総務事業204万8,000円の増額までは人件費でございます。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業328万9,000円の増額は人件費。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務84万4,000円の増額から、同12目0300財政管理事務63万7,000円の増額、同15目0350工事検査事務39万7,000円の増額までは人件費、同18目0385減債基金2,085万6,000円の増額は、追加交付された普通交付税のうち令和8年度及び令和9年度の臨時財政対策債償還費分として前倒し交付された2,085万6,000円を積み立てるもの。

12款1項1目予備費3,410万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

出納室関係、2款1項13目0320会計管理事務65万3,000円の増額は人件費。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務361万9,000円の増額から、同2目0470市民税課税事務31万5,000円の増額、同0471資産税課税事務15万6,000円の増額、同0475賀茂地方税

債権整理回収協議会推進事務5,000円の増額までは人件費。

6 ページ、7 ページをお開きください。

防災安全課関係、2 款 8 項 1 目 0860 防災対策総務事務 107 万 6,000 円の増額から、3 款 5 項 3 目 1841 災害対策事務 5 万 1,000 円の増額、8 款 1 項 2 目 5810 消防団活動推進事業 63 万 1,000 円の増額までは人件費でございます。

市民保健課関係、2 款 1 項 14 目 0340 市民相談事業 8,000 円の増額から、同 3 項 1 目 0500 戸籍住民基本台帳事務 104 万 1,000 円の増額、同 0501 戸籍振り仮名記載事務 3 万 4,000 円の増額、同 0505 住民基本台帳ネットワーク事務 54 万 3,000 円の増額、3 款 2 項 4 目 1410 指定介護予防支援事業 20 万 6,000 円の増額、3 款 6 項 1 目 1850 国民年金事務 43 万 2,000 円の増額までは人件費、同 7 項 1 目 1901 国民健康保険会計繰出金 121 万 4,000 円の増額及び同 8 項 1 目 1950 介護保険会計繰出金 211 万 5,000 円の増額は人件費に係る繰出金、同 9 項 1 目 1960 後期高齢者医療事務 17 万 1,000 円の増額は人件費、同 1965 後期高齢者医療会計繰出金 50 万 6,000 円の増額は人件費に係る繰出金、同 1970 保健事業と介護予防の一体的実施事業 7 万 1,000 円の増額から 4 款 1 項 1 目 2000 保健衛生総務事務 124 万 8,000 円の増額、同 2 目 2020 予防接種事業 12 万円の増額、同 3 目 2045 妊婦のための支援給付事業 9 万 1,000 円の増額、同 4 目 2150 健康増進事業 15 万 6,000 円の増額までは人件費。

福祉事務所関係、3 款 1 項 1 目 1000 社会福祉総務事務 250 万 2,000 円の増額から、同 1022 物価高騰対応重点支援給付金事業調整給付 15 万 7,000 円の増額、同 1023 物価高騰対応重点支援給付事業 2 万 4,000 円の増額。

8 ページ、9 ページをお開きください。

同 2 目 1052 在宅身体障害者（児）援護事業 15 万 6,000 円の増額、同 3 項 1 目 1450 子ども家庭相談事業 9 万 5,000 円の増額までは人件費、同 1474 物価高対応子育て応援手当支給事業 4,228 万 8,000 円の追加は、国の補正予算に伴い実施する事業で、ゼロ歳から高校生年代の子ども 1 人当たり 2 万円の物価高対応子育て応援手当を支給するもの。同 4 項 1 目 1750 生活保護総務事務 121 万 6,000 円の増額は人件費。

環境対策課関係、4 款 2 項 1 目 2250 清掃総務事務 246 万 5,000 円の増額から、同 5 目 2381 環境衛生事業 1,000 円の増額までは人件費、同 6 目 2405 広域ごみ処理施設整備事業 1,565 万 6,000 円の増額は、人件費のほか南伊豆地域広域ごみ処理事業の中止に伴う交付金の返還金、同 2406 南伊豆地域清掃施設組合負担事務 303 万 4,000 円の増額は、南伊豆地域広域ごみ処理事業の中止に伴う交付金返還のための一部事務組合への負担金。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務21万4,000円の増額から、同2目3050農業総務事務107万円の増額、同3目3100農業振興事業1万3,000円の増額、同5目3250基幹集落センター管理運営事業5万1,000円の増額、同2項1目3353鳥獣被害対策事業12万7,000円の増額、同4項2目3750漁港管理事業65万1,000円の増額、6款1項1目4000商工総務事務79万1,000円の増額までは人件費。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務217万4,000円の増額から、同3目4350観光施設管理総務事務3,000円の増額、同4356旧澤村邸管理事業7万7,000円の増額までは人件費。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務137万6,000円の増額から、同2目4501地籍調査事業140万円の増額。

10ページ、11ページをお開きください。

同2項1目4550道路維持事業10万9,000円の増額、同5項1目5150都市計画総務事務147万7,000円の増額、同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業61万1,000円の増額までは人件費。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業290万3,000円の増額から、同5目1670認定こども園管理運営事業370万8,000円の増額、同6目1452放課後児童対策事業67万3,000円の増額、同8目1745地域子育て支援センター運営事業14万6,000円の増額、同9目1748ファミリーサポートセンター事業14万6,000円の増額、9款1項2目0610教育委員会事務局総務事務364万円の増額、同4目6030児童・生徒適応指導事業4,000円の増額、同2項1目6050小学校管理事業125万8,000円の増額、同2目6090小学校教育振興事業5万円の増額、同3項1目6150中学校管理事業24万7,000円の増額、同2目6190中学校教育振興事業2万4,000円の増額、同6項1目6800学校給食管理運営事業22万5,000円の増額までは人件費。

生涯学習課関係、9款4項1目6350社会教育総務事務170万4,000円の増額から、同6目6600図書館管理運営事業49万9,000円の増額、同7目6650市史編さん事業7万2,000円の増額までは人件費。

選挙管理委員会事務局関係、2款4項1目0550選挙管理委員会事務19万5,000円の増額、同3目0583参議院議員選挙事務8万9,000円の増額までは人件費。

監査委員事務局関係、12ページ、13ページをお開きください。

2款6項1目0700監査委員事務42万8,000円の増額は人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

○議長（中村 敦） ここで会議時間を延長いたします。

○財務課長（糸賀 浩） なお、これから御説明申し上げます国保会計のほか、介護保険、後期高齢者医療特別会計の補正は、いずれも人事院勧告による人件費に伴う補正のみとなっております。

補正予算書の49ページをお開きください。

令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,122万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の50ページから53ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要14ページ、15ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目5節事務費等繰入金121万4,000円の増額は、いずれも人件費に対する繰入れでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務100万4,000円の増額及び同2項1目8321国民健康保険徴収事務21万円の増額は人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の71ページをお開きください。

令和7年度の下田市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,856万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の72ページから75ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分49万円の増額から、5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分24万5,000円の増額。

8款1項3目1節一般会計繰入金、地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分24万5,000円の増額、8款1項4目1節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・職員給与費等繰入金150万5,000円の増額、8款1項4目2節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・事務費等繰入金36万5,000円の増額までは、いずれも人件費の増額に伴うものでございます。

20ページ、21ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9200介護保険総務事務150万5,000円の増額から、同3項2目9207認定調査事務36万5,000円の増額、3款1項2目9340介護予防ケアマネジメント事業23万7,000円の増額、同3項1目9349総合相談事業22万8,000円の増額、同2目9351権利擁護事業22万9,000円の増額、同3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業58万円の増額はいずれも人件費。

7款1項1目予備費29万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の95ページをお開きください。

令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,112万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の96ページから99ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、22ページ、23ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節事務費繰入金50万6,000円の増額は、人件費に伴うもの。

24ページ、25ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務50万6,000円の増額は、人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

以上、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）から議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）まで、一括して御説明申し上げます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは、続きまして議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）及び議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を一括して御説明申し上げます。

お手元に下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）の内容でございますが、収益的支出及び資本的支出ともに、先ほど財務課長が冒頭で説明いたしましたとおり、人事院勧告に伴う人件費の増額に対応した補正予算を編成したものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で令和7年度下田市水道事業会計補正予算、第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として改良工事費及び第6次拡張事業費の合計4億5,372万1,000円を4億5,436万円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、1款水道事業費用、第1項営業費用を229万2,000円増額し、5億7,719万4,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条、本文括弧書き中、不足する額2億8,217万6,000円を2億8,281万5,000円に当年度分損益勘定留保資金2億3,698万6,000円を2億3,690万3,000円に、減債積立金1,243万2,000円を1,315万4,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款資本的支出、第1項の改良工事費を63万6,000円増額し、4億6,644万1,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、予算第8条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1号、職員給与費9,358万3,000円を9,651万4,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和7年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款水道事業費用を229万2,000円増額するもので、1項営業費用229万2,000円の増額ですが、3目受託工事費、4目業務費及び5目総係費の増額は人事院勧告に伴う人件費の増額です。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的支出でございます。

1款資本的支出を63万9,000円増額するもので、1項建設改良費、1目改良工事費の増額は人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

8ページから10ページが給与費明細書でございます。

11ページから13ページを御覧ください。

令和7年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第3号の予定額を増額したもので、11ページ末尾に記載してございますように、資産合計は72億9,692万4,000円となるもので、13ページ末尾に記載してございます負債資本合計は72億9,692万4,000円となり、資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

14ページをお開きください。

令和7年度下田市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが5,829万4,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス4億3,065万円、財務活動によるキャッシュフローが1億8,061万6,000円となり、資金減少額が1億9,174万円となるもので、資金期首残高5億4,753万9,000円から資金減少

額を差し引きますと、資金期末残高が3億5,579万9,000円になるものでございます。

続きまして、議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の内容でございますが、収益的支出及び資本的支出ともに、先ほど財務課長が冒頭で説明いたしましたとおり、人事院勧告に伴う人件費の増額に対応した補正予算を編成したものでございます。

補正予算書の23ページをお開きください。

第1条でございますが、令和7年度下田市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、令和7年度下田市公共下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費及び処理場改良事業費の合計1億7,752万9,000円を1億7,804万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用を64万5,000円増額し、6億9,655万5,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額3億7,746万7,000円を3億7,798万6,000円に、当年度利益剰余金予定処分額2,272万8,000円を2,324万7,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、第1款資本的支出、第1項建設改良費を51万9,000円増額し、1億7,804万9,000円とするものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、予算第9条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1号、職員給与費3,949万1,000円を4,065万5,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

令和7年度下田市公共下水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款公共下水道事業費用、4目総係費を64万5,000円増額するもので、人事院勧告に伴う人件費の増額です。

28ページ、29ページをお願いします。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目管渠整備事業費及び2 目処理場改良事業費51万9,000円を増額するもので、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

30ページから32ページまでが給与費明細でございます。

33ページから35ページを御覧ください。

令和7年度下田市公共下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第3号の予定額を増額したもので、33ページ末尾に記載してございますように、資産合計は101億5,694万4,000円となるもので、35ページ末尾に記載してございます負債資本合計は101億5,694万4,000円となり、資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

36ページをお開きください。

令和7年度下田市公共下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュフローが3億8,788万5,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス1億332万3,000円、財務活動によるキャッシュフローがマイナス2億6,012万1,000円となり、資金増加額が2,444万1,000円となるもので、資金期首残高1億9,119万5,000円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が2億1,643万6,000円になるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）から議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算及び議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第13号 令和7年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を許します。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 予算説明書の3ページについてお尋ねします。

3ページのちょうど真ん中ほどにあります財政調整基金の繰入金が8,000万円ほど減額してあるわけですが、これはどういうことかということをお尋ねします。

2点目は、環境対策課の同じ3ページですが、南伊豆地域広域ごみ処理事業市町負担金の受入金が906万3,000円ございますが、これは歳出の9ページの環境対策課2405事業、ごみ処理施設の整備事業費が下田市の分も含めて1,524万5,000円、国に返すんだという内容のものであろうと思いますけども、第1点目はそういう理解で間違いがないのかと。

それから第2点は、1,524万5,000円は返す必要のない費用ではないかと。国はどういう具合に言ってきているのかと。返せと言ってきているのか来てないのか、まずお尋ねをしたいと思います。といいますのは、令和3年度において循環型社会形成推進交付金の地域計画をつくって交付金を受けると。事業が、例えば基本計画であるとか、生活環境影響調査だとかを令和5年、令和6年で実施して、下田市が事務局のときに実施してきたものであろうと思いますが、それらのものは事業を実施して歳出をしたと、その事業を確かにやって報告書や生活環境影響調査の調査書も出来上がったと、そういうことに対して国が補助金を支出してくれたという形になっているわけですので、実施しないものについて補助金をもらっていたんなら、それは返さなければならないという具合に考えなきゃならないと思いますが、実施した事業について補助金を頂いて実施したんだと、そして、その補助金を返さなければならないという根拠というのはどこにあるのかと。法的にはそんな根拠は全くないんじゃないのかと。国は現時点で返還しなさいということも言っていないという状況の中で、どうやって返還ができるんだと私は思うわけです。したがって、この予算は1,524万5,000円は削除し、南伊豆町、松崎町、西伊豆町からいただく3ページの906万3,000円の負担金を受ける必要はないんじゃないかと思うわけですが、どういう見解でこの予算は組まれているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 私からは、財政調整基金の繰入金8,000万円の減額という部分の御質問でございます。

こちらの部分につきましては、今年度当初予算では4億7,000万円という形で取崩し額を想定して、9月補正において財源調整のため8,000万円という形で増額をさせていただいています。今回、普通交付税の追加交付という部分もありましたので、その8,000万円を9月で補正させていただく予定をしていた部分の繰入れを取りやめるというような内容でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 交付金の返還の関係のお話ですけれども、1点目の906万3,000円を同級他団体受入金で受けて、広域ごみ処理施設整備事業で1,524万5,000円を下田市の分も含めて返すのかということですが、まずその認識で合っているで大丈夫です。

それから、2点目の国の交付金、各事業が終わっている分についてももらっているものにつ

いては返す必要がないんじゃないのかというお話で、国はどう言ってるんだというところのお話なんですけれども、こちらにつきましては、まず1市3町で広域ごみ処理施設を整備すると、そのためにいつどのような事業を行うといった地域計画を作成しまして、県の確認を経て、国の承認も経て、地域計画に掲げられた事業のうち交付金対象となる計画の支援事業が補助対象となっていると。ですので、一つ一つの基本計画をとか、環境アセスとか、そういった一つ一つの事業ではなくて、施設整備のための計画作成など、施設整備に向かっての国の支援になっております。

また、この循環型の交付金を受けますと、計画期間の終了後には事後評価というのを行わなければならないと、このときに地域計画の目標の達成状況を県の意見をつけて国に報告しなければならないということになっているところなんですけれども、今回の解散に当たりまして、ゴールである1市3町での広域ごみ処理施設の整備というのがなくなりまして、その事後評価もできない状態となっている状況です。

返還につきましては、県を通じまして何度か国とも相談をしましてまいりました。国のほうからは、当初は補助目的が達成できない状況であるならば返還となると思慮しますよと言われてますのと、あと幾ら返すのかとか、例えばどの事業のどの部分は今後につながるから補助金はもらったままで返さないというように判断するのかというのは、国のほうでは決めませんよと、事業主体のほうで判断しなさいということと言われてまして、例えば最悪環境省のほうで認めたとしても、会計検査院が検査に入って、指摘されたら当然それは国庫へ返還することになりますよということも言われてますので、私たちとしますと、一旦ここで1市3町の広域ごみ処理施設の整備という目標は一度白紙になった状態になってますので、今後、例えば別の形で下田市のほうの施設を活用して交付金を受けようとした場合などに、足かせとならないように、一度ここで一旦整理をして、補助金については返還をしようということで、今回の議案を出させていただいておりまして、静岡県ともそのような形で調整をしましてまいりました。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 県とも調整をしてきたというお話でございますが、その調整の記録を出してください。調整というのは、当然、法的な措置として交付を受けているわけですから、計画までつくって、その計画の年度計画に基づいて基本計画をつくり、そして、あるいは2か所の地質調査を行い、PFIの調査をして、さらに生活環境影響調査をして、これらの事

業は全て終わっているわけです。終わって具体的に支出しているから、それに対する補助金をあげますと、こういうことになっているわけですから、当然、循環型社会形成推進交付金の交付要綱にこれらの金は返さないでと明確にうたわれているものであれば、それは返さなきゃなんないと、こういうことになろうかと思えます。

ですから、私の考えでいきますと、770万円の事業者選定アドバイザー、これは一部事務組合のほうで行ったものですが、このアドバイザーは途中でこの事業を中止するということになってますので、アドバイザーは事業として完成をしてないので、770万円は国になすのは当然だと思います。

しかし、基本計画も生活環境影響調査も既に実施をしてきて、業者にちゃんとお金も払って補助金もいただいていると。こういう経過のものをなぜ返さなきゃなんないのかと。それは県と相談してなすようにしましたよということでは理屈が成り立たない。法律に基づいて交付がされている事業であれば、この循環型社会形成交付金の規定の中に、こういう場合にはこうしますという、こういう判断基準がない限り、国のほうもこのお金を返してくださいって下田市に請求する権限がないということになると思うわけです。勝手に下田市が国のほうにこのお金を返しますよと、返済しますよと、国はそれを受け入れる根拠がないということになるんじゃないですか。そういう根拠はどこにあるのかと。

そして、先ほど言ったように、会計検査の結果、なせということになったらなすんでというのであれば、そのときに措置をすればいいということになって、今何でこんな措置をするのかと。

そして、市長は先ほどの議論の答弁の中で、一部事務組合については、失敗はなかったってこう言ってるわけです。一部事務組合のろ過できなかったのは、この取組をしてきたのは失敗ではなかったと。これを全部返すということは、失敗だったから返すんだという論理じゃないんですか。失敗でないものを何で返すんだと。国ときっちりこの話合いをして、法律とかこの規定の循環型社会形成推進の補助金をもらえる規定のどこにどういう具合に、第何条に当てはまって返すんです、返さないですという、こういう議論にならなければおかしいわけです。県の担当職員と話し合って返すことにしましたよというのは、こういうたぐいの問題ではないということでは明らかじゃないでしょうか。その点をどのように考えているのか、明確に示していただきたいと思えます。

○議長（中村 敦） 副市長。

○副市長（高野茂章） ただいま沢登議員のおっしゃっているこの返還金につきましては、こ

の議論につきましては組合のほうで今現在やっております、うちのほうが返還金を幾ら出す云々の計算は一切しておりませんので、その辺は組合議会のほうに依頼している状態でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 当然、下田市の分は下田市が把握してますんで、それは私も理解しているところですけども、まず交付金の返還に当たりまして、県の担当とだけしゃべってきたわけではなくて、直接市が環境省と話すというやり取りはないものですから、県にまず相談をして、県のほうから環境省に相談を上げてもらって、環境省のほうから下りてきた答えをまたうちのほうとウェブ会議という形でやりましたけれども、やり取りをして聞き取った内容を今お伝えしたというところになります。

1個1個の事業が終わって支出もしてるので、返さなくていいんじゃないかというお話なんですけれども、そもそもこの交付金というのは、地域計画に基づいて焼却施設とマテリアル施設を整備しますよという目標を掲げて、そこに向かっていくために基本計画をつくるんですとか、生活環境影響調査をするんですという位置づけをして、それが終わったごとに補助金をもらってきたというところなんです、最終的なその地域計画のゴールが達成できてないもんですから、補助金の目的が達成できてないわけなんです。一つ一つのパーツが終わったから、それに対してはもう補助金の要件を満たしてるのももらえるというお話ではないというように考えております。

また、何に決まってるんだというお話がございましたけれども、補助金の交付要綱なんかで決まっているのは、不正な受給をした場合は交付決定を国はできますよとか、そういうことは当然書いてあります。ただ、途中まで行って、組合が解散して白紙になった、そういうような場合はどうなるんだみたいな、そういうQ&Aなんていうのは当然想定としてはないもんですから、私たちとしては県にも相談しても、県も当然事例がないので即答ができないから、県のほうも当然環境省に聞いたというところで個別に県を通じて国のほうとも協議をして今に至っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） きっちりと判断をするために協議をしたというのであれば、どこの誰とどういう協議をしたのか、協議書の議事録を明確にして当議会に提出していただきたいと。

それから、そういう意味では、管理者であります下田市長の松木さんは、この事業は失敗

したわけではないとこう言っているわけです。失敗したわけではないものを、何で金を返さなきゃなんないのかと、こういうことにもなるかと思えますし、それはやはりこの長い期間を、令和5年、令和11年、令和14年までですか、完成期間にはあるという、こういう長いスパンの事業をやる場合には、全部完成した時点で補助金をもらっているわけじゃないと。年度ごとに、この事業をこの年度はやります、この年度はやりますという形で補助金をもらって、その年度の事業はやってきたのであるので、それはなるだけ国の立場ではなくて、それに取り組んでいる市町村の立場に立って物事を考えて国と交渉していくということが必要だろうと思うわけです。

そういう観点に立てば、できてないから返すんだという見解もあるでしょうけども、既にもらった補助金は、そのもらった補助金で実質的に事業をやって業者に支払いまでしているので、返すのは勘弁してくださいよと、返すわけにはいきませんよと、もう使った金でありませんよと。こういう姿勢を当然私は交渉で取るべきだと思うわけです。

そこら辺のことが、循環型社会構成この交付金の交付要綱の中に明確に書いてないのであれば、当町や1市3町に有利なような論理構成を組み立てて認めていただくというのが職員として取るべき態度ではないかと私は思うわけです。

それから、先ほど副市長が言いました、1,524万5,000円は一部事務組合でやった事業ではないんです。令和2年から令和4年までの下田市が事務局をやったときの補助金だということでございますので、それは下田市が全部代理をして1,524万5,000円の金額になるように、その部分の町の負担分906万3,000円を頂いて、下田市の出し分の601万円ぐらいを出して、1,524万5,000円にするというものであろうかと思うんです。

ですから、この会計検査院が来て云々とかというような言い方をしてますけど、この程度の事業で会計検査院が入るもののかなという具合に思いますし、それは初めてのケースとしてどういう態度を取るのかという決まりがないわけですから、それは各自治体にとって有利になるような努力を最低限していくと、返さなくていいというものであれば返さないような措置を主張していくということが私は必要かと思えますので、この予算はそういう意味ではこここのところは認め難いと思うわけです。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） こちらの1,524万5,000円につきましては、正しくは令和4年度と令和5年度に下田市がやった事業に対して受けた交付金になります。

あと会計検査に、例えばですけれども、当たらなければいいとかそういう話ではなくて、

この交付金は、繰り返しになりますけれども、地域計画を定めて、それに基づいて国から交付される補助金になりますので、その地域計画って目標はどうしてたの、目的はどうしてたのという、1市3町での広域ごみ処理施設の整備なわけなんです。それに向かっていくために、令和4年度に基本計画をつくって生活環境衛生影響調査を令和4年・5年にやってとか、そういう時系列のスケジュール案をつくって、それに基づいて補助金をもらっていたと。その1市3町での広域ごみ処理施設の整備というのが白紙になった状態ですので、例えば、引き続きその補助金を返さないで済むようにしましょうと言いますと、地域計画をつくり直さなければならないという作業がまず出てきます。

そうしたときに、南伊豆町さんはもう別の方法で取りあえずやりますよという話になってますんで、1市2町で地域計画をつくらうかといったときに、南伊豆町の分というんですか、今まで1市3町の方で出てますんで、南伊豆町の方をどうやって幾らで算出して、基本計画の中で幾らが有効で幾らが返さなきゃならないのかというのが実際はじけるかという、はじけないですよ。基本計画は1市3町でやる施設の整備計画になっていますんで、ですので1個1個の事業が終われば、その補助金の目的は達成できたという考え方ではなくて、最終ゴールというのが1市3町での広域ごみ処理施設の整備なんですよという地域計画がまず大前提にあって、それが国に認められたので、それに関連する支援条文については補助を出しますよという流れになっていたんですけども、最終的なゴールにたどり着けなかったのが今回お返ししますということになっているという状況でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 所管なんで、簡単なところだけ聞きたいと思います。詳しくは、また委員会の方で。

歳入のほうで、今の同じ話ですね、906万3,000円入ってますけども、これは首長会議、あるいは南伊豆一部事務組合の中で決まったことでいらっしゃるのか。さっき副市長の話だと、いや、まだ議論しているんだというような話もあるし、ある首長の話では、俺は出さないみたいな話もあるので、そこら辺がどうなっているのか。市長が詳しいのか、課長が詳しいのか分からないんですけども、この906万円が確定しているのかどうなのかお尋ねします。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） こちらにつきましては確定してます。

先日、市議会議員の皆様にも意見交換の場を設けさせていただきまして御説明させていた

だいて、その後に清掃施設組合の首長が集まる運営会議を開催しまして、国の交付金の返還に当たってどういう割合で返していこうかと。結果的には、これまで負担してきた割合で返しましょうというところで、この906万3,000円が3町の合計分になりますけれども、こちらはもう決まっているものになりまして、各町では年末に補正予算の議決も済んでいるという状況になっております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 交付税が2億5,393万円追加交付されたということで、内訳として臨時財政対策債の償還の前倒しで2,085万円ですか、こちらを減債積立金に積むというようなことですが、この交付税の追加交付の中で、内訳というか、例えば人勸に関わる給与改定分とかが見込まれているのか、見込まれているのであればどの程度見込まれているのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、福祉事務所長も朝からいらっしゃいますのでお伺いしますが、物価高対応の子育て応援手当支給事業もでございます。こちらのほうでは3,740万円の手当、1人当たり2万3,740円という1,800人とか1,900人ぐらい。システムの改修がございすけれども、これについてはシステムを改修して、それから給付をされるということになるかと思いますが、いつぐらいまでの給付、今年度中に当然終わるから出てると思うんですけども、予定について教えていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 私からは、交付税の今回の追加の中身というところで御質問いただきました。

今回のこの普通交付税の追加再算定にありましては、令和7年度に限って基準財政需要額の臨時費目として臨時経済対策費、それから給与改定費、それから臨時財政対策債の償還基金費、こういった臨時費目が創設されております。それぞれの額というところで、臨時経済対策費という部分、こちらは中央団体が経済対策事業とか委託費とかの物価高対応とかを円滑に実施するためというところで算定されている経費になりますが、その部分が約1億4,000万円、それから地方公務員の給与改定に必要な経費を算定するという部分で、給与改定費というところで約4,100万円です。

それから、臨時財政対策債のほうは補正でも御説明させていただいた約2,000万円という

ところ。それから、調整復活分というところで、当初の地方交付税の決定において、全国の財源不足額と地方交付税の総額、そこの足りない部分を調整するために一部減額されていた部分がございます。そこの減額された部分を復活するという調整額の復活分ということで約300万円というような内訳になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） 私からは、今回の物価高対応子育て応援手当のスケジュール感について御説明申し上げます。

去年12月の国の補正予算を決定いたしまして、その後、こども家庭庁のほうから全国に可能な限り早期に支給を開始するようというように求められているものですので、今期のこの1月臨時会にて補正予算の上程をさせていただきました。

この後、要項の制定、システム改修及び広報と対象者への通知等を2月の下旬までには済ませまして、支給開始自体は2月の下旬から3月上旬を予定しております。

○議長（中村 敦） 4番 土屋 仁議員。

○4番（土屋 仁） 交付税については、令和7年度に限ってという理解でよろしいでしょうか。

それからすみません、また物価高対応子育て応援手当、先ほど説明ですと、高校生年代というような説明がありましたけど、正確には、例えば18歳なのか、その辺を教えてくださいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（糸賀 浩） 議員御指摘のとおり、今回のこの再算定、これの費目等を、令和7年度に限ってということになります。ちなみに近年では、皆さんも昨年も説明をさせていただいて御存じのとおり、令和3年、令和5年、令和6年と再算定というのが行われていますが、そのたびごとに算定費目というのは異なってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（加藤晶子） 対象者の年齢なんですけれども、ゼロ歳から高校生年代ということで、平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子どもが対象となります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

13番、江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 補正予算の概要の3ページ、ただいまの土屋議員より質問のありました普通交付税2億500万円ですか。この時期、他の自治体ですとお米券の配布であったり一律給付というようにお話が出ておりますが、他の自治体は今回のこの臨時的な普通交付税を財源にそのような措置を行っているのかなと思われませんが、市長のほうも新聞記事等でお米券はやらない、1月中旬ぐらいには公表できるような維持を呼んだ記憶がございますが、下田市としてのそういった物価高い対応するというものは、現在どのようなこの財源が入った中で検討されているか教えていただきたいです。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（平井孝一） 市におきましては、こちらの今回計上している普通交付税は使わなく、別の重点支援地方交付金にて支援を行っていきたいと考えております。

今、最終段階の調整に入っていて、市長が1月の末までにはと申し上げたように、本当に最終段階になって国に計画を上げたいと考えております。今の状況ですと、下田市は約3億600万円ありまして、直接市民支援に対して3分の2は支援したいと考えております。今、考えているところで、まだ決定ではないんですが、プレミアム商品券だとか水道料の減免、子育て支援給付金とか低所得者、子育て支援給付金については、先ほど今回補正で乗せている子育て応援手当の上乗せができないかということも今考えているところでございます。

この中で当然できる限り早くやりたいということもありまして、今回の子育て給付金のようにあらかじめの手続の手配だとかそういった周知等々、急ぐべきものは急ぎたく、3月補正ではなく、これもすみません、できましたらまた新たに臨時会等をお願いして、できる限り早くやれるものは早くお願いしたいと考えております。

その他3分の1に当たります1億円前後になるかと思うんですが、そちらにつきましては今あくまでも考えている途中ですが、小中学校やこども園の給食費の高騰に対する支援分だとか、また公共施設についてのLED化等によって高騰に対応できないかということも今考えている状況で、近々ちゃんとまとめていきたいと考えております。

○議長（中村 敦） 13番、江田邦明議員。

○13番（江田邦明） すみません、財源の認識が甘くて申し訳ございませんでした。

議員としても、なるべく早く市民の方にそういった情報であったり、給付支援等できればと思いますので、また委員会の協議会とか議会以外の場でも決まったものは少しずつ出していただければ、すぐにこういった議会の中での手続もスムーズに行くかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第13号議案は、それぞれの常任委員会に付託いたします。

なお、職員人件費は総務文教委員会に付託いたします。

トイレ休憩が必要な人。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 大丈夫ですか。継続します。

次に、議第14号 令和7年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第14号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第15号 令和7年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第16号 令和7年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第17号 令和7年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第18号 令和7年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑

を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、散会いたします。

なお、17日、18日は休会とし、19日はそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、20日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後 4 時51分閉会